ズバリ的中

TAC予想問題の実績オープン

第68回　税理士試験

ズバリ的中!

科目	本試験問題		TAC予想問題
簿記論	〔第一問〕問２	➡	全国公開模試〔第一問〕
	〔第一問〕問２(5)	➡	実力完成答練　第１回〔第二問〕3　解答要求①
	〔第二問〕問１	➡	直前予想答練　第３回〔第二問〕
	〔第二問〕問２	➡	実力完成答練　第４回〔第三問〕
	〔第二問〕問３	➡	実力完成答練　第６回〔第二問〕問４
	〔第三問〕	➡	実力完成答練　第５回〔第二問〕問４
			直前予想答練　第１回〔第三問〕
			全国公開模試〔第三問〕
			実力完成答練　第２回〔第三問〕
			実力完成答練　第１回〔第三問〕
			実力完成答練　第６回〔第三問〕
財務諸表論	〔第一問〕１(3)	➡	全国公開模試　〔第二問〕問２
	〔第一問〕２(4)	➡	実力完成答練　第６回〔第二問〕２
	〔第二問〕１	➡	全国公開模試　〔第一問〕問３
	〔第二問〕３	➡	実力完成答練　第２回〔第一問〕１(3)
	〔第三問〕１(1)	➡	実力完成答練　第２回〔第三問〕１(1)
	〔第三問〕１(3)	➡	直前予想答練　第２回〔第三問〕１(4)②
	〔第三問〕３	➡	直前予想答練　第１回〔第三問〕４
	〔第三問〕４	➡	実力完成答練　第２回〔第三問〕６
	〔第三問〕５	➡	実力完成答練　第５回〔第三問〕７
	〔第三問〕６	➡	実力完成答練　第３回〔第三問〕８
	〔第三問〕11	➡	実力完成答練　第５回〔第三問〕16
	〔第三問〕７	➡	実力完成答練　第２回〔第三問〕10
	〔第三問〕８	➡	全国公開模試　〔第三問〕10
	〔第三問〕９	➡	実力完成答練　第３回〔第三問〕11(3)
法人税法	〔第一問〕	➡	理論ドクター
	〔第二問〕	➡	実力完成答練　第３回〔第二問〕
			実力完成答練　第５回〔第二問〕
			直前予想答練　第１回〔第二問〕
			直前対策補助問題　第１回
			直前対策補助問題　第７回
			全国公開模試〔第二問〕
所得税法	〔第一問〕問１	➡	実力完成答練　第５回〔第一問〕
	〔第一問〕問２	➡	全国公開模試〔第一問〕
	〔第二問〕	➡	実力完成答練　第６回〔第二問〕
			実力完成答練　第３回〔第二問〕
			直前予想答練　第１回〔第二問〕
			全国公開模試〔第二問〕
			実力完成答練　第２回〔第二問〕
			実力完成答練　第４回〔第二問〕
			全国公開模試〔第二問〕
			実力完成答練　第５回〔第二問〕
			実力完成答練　第４回〔第二問〕
相続税法	〔第一問〕問１	➡	実力完成答練　第５回〔第一問〕問２
			直前予想答練　第２回〔第一問〕問２
	〔第一問〕問２	➡	実力完成答練　第２回〔第一問〕問２
	〔第二問〕３(2)	➡	実力完成答練　第４回〔第二問〕３(4)
	３(6)	➡	実力完成答練　第４回〔第二問〕３(5)
	３(8)	➡	実力完成答練　第１回〔第二問〕３(6)
	３(11)	➡	実力完成答練　第４回〔第二問〕３(8)
	６	➡	直前予想答練　第２回〔第二問〕６
			全国公開模試〔第二問〕７(3)
酒税法	〔第二問〕Ａ	➡	直前予想答練　第１回〔第二問〕
	〔第二問〕Ｂ	➡	実力完成答練　第４回〔第二問〕
	〔第二問〕Ｄ	➡	直前予想答練　第１回〔第二問〕
	〔第二問〕Ｅ	➡	実力完成答練　第１回〔第二問〕
	〔第二問〕Ｆ	➡	全国公開模試〔第二問〕
	〔第二問〕Ｇ	➡	実力完成答練　第３回〔第二問〕
	〔第二問〕Ｈ	➡	実力完成答練　第４回〔第二問〕
	〔第二問〕資料9	➡	全国公開模試〔第二問〕
	〔第二問〕資料10	➡	実力完成答練　第２回〔第二問〕
	〔第二問〕資料11	➡	実力完成答練　第３回〔第三問〕

科目	本試験問題		TAC予想問題
消費税法	〔第一問〕問１(1)	➡	実力完成答練　第３回〔第一問〕問１ 問２
			直前予想答練　第１回〔第一問〕問２
			補助問題　第４回〔第一問〕問１【設問２】
	〔第一問〕問１(2)	➡	補助問題　第２回〔第一問〕問２
			理論ドクター
	〔第一問〕問２(1)	➡	実力完成答練　第４回〔第一問〕問１
			全国公開模試〔第一問〕問１　(4)
	〔第一問〕問２(3)	➡	補助問題　第２回〔第一問〕問１
	〔第一問〕問２(4)	➡	直前予想答練　第１回〔第一問〕問３(1)
	〔第二問〕問１ 前提資料４	➡	実力完成答練　第３回〔第二問〕前提資料５
	〔第二問〕問1〔資料〕6 付記事項(2)	➡	実力完成答練　第３回〔第二問〕資料２ 付記事項(3)
	〔第二問〕問１ 〔資料〕７	➡	補助問題　第１回　資料５
	〔第二問〕問２ 前提資料５	➡	補助問題　第４回〔第二問〕
	〔第二問〕問２ 〔資料〕１	➡	補助問題　第３回〔第二問〕問２〔資料〕１
	〔第二問〕問2〔資料〕4 付記事項(3)	➡	補助問題　第４回〔第二問〕〔資料〕６(6)
	〔第二問〕問2〔資料〕4 付記事項(7)	➡	補助問題　第４回〔第二問〕〔資料〕６(11)
	〔第二問〕問2〔資料〕4 付記事項(8)	➡	全国公開模試〔第二問〕
	〔第二問〕問2〔資料〕4 付記事項(11)②	➡	実力完成答練　第１回〔第二問〕③
	〔第二問〕問2〔資料〕4 付記事項(13)(14)	➡	直前予想答練　第２回〔第二問〕〔資料〕４(12)(14)
	〔第二問〕問2〔資料〕4 付記事項(14)③	➡	実力完成答練　第１回〔第二問〕ハ
	〔第二問〕問2〔資料〕4 付記事項(17)②	➡	実力完成答練　第１回〔第二問〕⑨
	〔第二問〕問2〔資料〕4 付記事項(19)	➡	補助問題　第３回〔第二問〕(18)
	〔第二問〕問2〔資料〕4 付記事項(22)	➡	直前予想答練　第２回〔第二問〕付記事項(18)
	〔第二問〕問2〔資料〕4 付記事項(24)	➡	直前予想答練　第２回〔第二問〕付記事項(24)②
	〔第二問〕問2〔資料〕4 付記事項(25)①④	➡	補助問題　第２回
			補助問題　第２,３回　付記事項(20)①②④
	〔第二問〕問2〔資料〕4 付記事項(25)②	➡	実力完成答練　第２回〔第二問〕〔資料〕２ 付記事項(1)③ハ
	〔第二問〕問2〔資料〕4 付記事項(27)	➡	直前予想答練　第２回〔第二問〕〔資料〕４ 付記事項(22)
固定資産税	〔第一問〕問１	➡	実力完成答練　第３回〔第一問〕問１
	〔第二問〕問１	➡	実力完成答練　第１回〔第二問〕問１
			実力完成答練　第３回〔第二問〕問１
			全国公開模試〔第二問〕問２
			直前予想答練　第２回〔第二問〕問２
	〔第二問〕問２	➡	実力完成答練　第３回〔第二問〕問２
			実力完成答練　第４回〔第二問〕問２
事業税	〔第一問〕問１	➡	実力完成答練　第１回〔第一問〕問３
	〔第一問〕問２	➡	全国公開模試〔第一問〕（設問１）問２
	〔第三問〕問１	➡	実力完成答練　第２回〔第二問〕
	〔第三問〕問２	➡	直前対策講義　第４回補助問題〔第二問〕資料８
住民税	〔第一問〕問１	➡	実力完成答練　第２回〔第一問〕
			直前予想答練　第１回〔第一問〕
			実力完成答練　第３回〔第一問〕
	〔第一問〕問２	➡	実力完成答練　第１回〔第一問〕
	〔第二問〕	➡	全国公開模試〔第二問〕
			直前予想答練　第１回〔第一問〕
			実力完成答練　第２回〔第二問〕
国税徴収法	〔第一問〕問１	➡	実力完成答練　第４回〔第一問〕１(2)
	〔第一問〕問３	➡	実力完成答練　第３回〔第一問〕
	〔第二問〕	➡	全国公開模試〔第一問〕１(2)

TACの教材・答練が

本試験でズバリ的中!

簿　記　論

本試験問題

〔第一問〕

問２　当社は１つの支店を有する株式会社であり、支店独立会計制度を採用している。次の【資料１】～【資料４】に基づいて、設問⑴～⑸に答えなさい。なお会計期間は毎年４月１日に始まり３月31日に終了する１年間である。また、【資料１】及び【資料２】の（　　）に該当する金額は各自推定しなさい。ただし、資料から判明すること以外は考慮する必要はない。

【資料１】本店の決算整理前残高試算表

残高試算表（本店）

X8年３月31日　（単位：千円）

借方	元丁	勘定科目	貸方
239,670		現金預金	
118,440		受取手形	
135,360		売掛金	
		貸倒引当金	3,420
43,200	〈	繰越商品	
25,830		貸付金	
180,000		建物	
		建物減価償却累計額	48,000
120,000		備品	
		備品減価償却累計額	58,560
（　　）	省	支店	
		支払手形	138,592
		買掛金	276,530
		借入金	80,305
		繰延内部利益	1,575
		資本金	375,000
		資本準備金	6,000
	略	利益準備金	3,750
		任意積立金	27,900
		繰越利益剰余金	18,000
		売上	（　①　）
		支店売上	173,250
		受取利息	593
470,250	〉	仕入	
23,040		営業費	
945		支払利息	
（　　）			（　　）

TAC予想問題

●全国公開模試〔第一問〕

当社は本店と支店において商品売買業を営んでおり、支店独立会計制度を採用している。当社の当期はx10年４月１日からx11年３月31日であり、本店の決算整理前残高試算表は【資料１】、支店の会計処理は【資料２】、本店及び支店の決算整理事項等は【資料３】である。これらの資料に基づいて、本支店合併精算表【資料４】の①～⑪に記入される金額を示しなさい。

なお、資料の（　　）に該当する勘定科目及び金額は各自推定しなさい。また、計算上、千円未満の端数が生じた場合には、千円未満の端数を四捨五入すること。

【資料１】本店の決算整理前残高試算表

決算整理前残高試算表　（単位：千円）

現金預金	77,450	買掛金	20,500
売掛金	27,970	貸倒引当金	520
商品	17,000	減価償却累計額 ※１	11,880
貸付金	2,000	繰延内部利益 ※２	457
仮払金	400	資本金	120,000
建物	50,000	利益準備金	5,600
備品	8,00	繰越利益剰余金	991
土地	27,835	売上	340,000
支店	52,928	支店売上	52,635
当期仕入	205,000		
販売管理費	84,000		
	552,583		552,583

※１　減価償却累計額のうち、建物に係る金額は9,000千円である。

※２　本店は支店へ商品を供給する際、仕入原価に対して毎期10%の内部利益を付加している。なお、支店の商品は全て本店から供給されたものである。

ズバリ的中!

【資料２】支店の決算整理前残高試算表

残高試算表（支店）

X8年３月31日　　（単位：千円）

借方	元丁	勘定科目	貸方
46,215		現金預金	
62,100		受取手形	
170,100		売掛金	
		貸倒引当金	2,430
33,750		繰越商品	
135,000		建物	
	省	建物減価償却累計額	49,500
45,000		備品	
		備品減価償却累計額	9,000
		支払手形	38,845
		買掛金	60,020
	略	本店	（　　）
		売上	430,650
101,700		仕入	
（　　）		売上仕入	
46,080		営業費	
（　　）			（　②　）

【資料３】未達事項等

① 本店から支店に発送した商品7,920千円が、支店に未達である。

② 支店は本店の売掛金300 千円を回収したが、本店に未達である。

③ 本店が支払った営業費のうち、2,150千円は、支店が負担することになったが、本店及び支店ともに未処理である。

【資料４】決算整理事項

① 期首商品棚卸

支店期首商品棚卸高のうち、外部から仕入れたものは16,425円であり、それ以外はすべて本店からの仕入分である。なお、本店は、当期、支店に商品を発送するにあたって、前期と同じ割合での利益を加算した価格によっている。

② 期末商品棚卸

本　店

帳簿棚卸高480個　実地棚卸高465個　単価110千円（原価）

支　店

帳簿棚卸高21,280千円

うち外部からの仕入分　帳簿棚卸高145個

実地棚卸高138個　単価80千円（原価）

うち本店からの仕入分（未達分を含む。）

帳簿棚卸高150個　実地棚卸高150個

③ 貸倒引当金は、受取手形と売掛金の期末残高合計に対して２％を設定（差額補充法）する。

④ 減価償却費の計上は、建物については定額法（残存価額はゼロ　耐用年数30年）、また備品については定率法（償却率20%）、いずれも間接法による。

●実力完成答練　第１回〔第二問〕

3 Ｃ社（会計期間はx10年４月１日からx11年３月31日）は東京に本店、大阪に支店を有しており、支店を独立の会計単位としている。下記の【資料】に基づき、合併財務諸表の①～⑤の金額を求めなさい。

【資料】

１　決算整理後残高試算表

（単位：千円）

借方勘定	本店	支店	貸方勘定	本店	支店
現金預金	325,000	87,600	買掛金	135,000	23,500
売掛金	225,000	108,000	貸倒引当金	2,250	1,080
繰越商品	225,700	92,500	未払費用	300	－
前払費用	－	200	繰延内部利益	3,200	－
支店	271,000	－	本店	－	257,000
売上原価	1,237,500	510,500	資本金	300,000	－
営業費	202,100	81,900	繰越利益剰余金	299,000	－
貸倒引当金繰入	950	880	売上	1,500,000	600,000
			支店売上	247,500	－
合計	2,487,250	881,580	合計	2,487,250	881,580

（注１）支店の繰越商品のうち外部仕入分は65,000千円である。

（注２）本店・支店共に期末売掛金に対して１％の貸倒れを見積り、差額補充法によって貸倒引当金を計上している。

２　本店は支店に対して商品を毎期仕入原価の10%増の価格で送付している。

３　照合勘定

Ｃ社では、本支店間取引に関しては、帳簿上、実際に到着又は通知した日に処理を行うこととしているが、合併財務諸表を作成する際には、照合勘定の不一致を解消することとしている。なお、前期末において不一致はなかったが、当期末において次の事項が原因で不一致となっていた。

(1) 本店が支店に発送した商品16,500千円は支店にx11年４月２日に到着した。

(2) 支店は本店の売掛金6,000千円を回収したが、本店に通知されたのがx11年４月１日であった。

(3) 本店は支店の営業費3,000千円を支払ったが、支店に通知されたのが、x11年４月１日であった。

(4) 支店が本店に送金した500千円について、本店に入金されたのはx11年４月１日であった。

ズバリ的中!

〔第二問〕

問１　割賦販売を専業で営むＡ社は、X1年４月１日に営業を開始し、X4年３月31日にX3年度の決算を迎えた。Ａ社は、回収基準により収益を認識し、未実現利益控除法により会計処理を行っている。

次の【資料１】～【資料３】に基づいて、以下の設問⑴、⑵及び⑶に答えなさい。なお、資料及び問題文から判明すること以外は考慮する必要はない。

【資料１】X1年度におけるＡ社の取引

X1年度におけるＡ社の販売高は1,020,000円、仕入高は856,000円、期末商品棚卸高は80,800円であった。なお、現金回収高は612,000円であった。

【資料２】X2年度におけるＡ社の取引

X2年度におけるＡ社の販売高は1,110,000円、仕入高は880,000円、期末商品棚卸高は139,400円であった。なお、現金回収高は、X1年度販売分は225,000円、X2年度販売分は610,500円であった。

【資料３】X3年度におけるＡ社の取引

X3年度におけるＡ社の販売高は1,230,000円、仕入高は900,000円、期末商品棚卸高は178,400円であった。なお、現金回収高は、X1年度販売分は170,000円、X2年度販売分は375,000円、X3年度販売分は762,000円であった。

また、X3年度末において、X2年度販売分のうち60,000円が回収不能となったため商品を取り戻した。取り戻した商品の評価額は20,000円で再販可能であるが、期末日現在未販売である。

設問

⑴　X1年度におけるＡ社の販売高に対する利益率を、解答欄に示しなさい。

⑵　X2年度末におけるＡ社の①繰延割賦売上利益控除の金額、及び②繰延割賦売上利益の金額を、それぞれ解答欄に示しなさい。

⑶　X3年度末におけるＡ社の①割賦売掛金の金額、②繰延割賦売上利益の金額、及び③当期純利益の金額を、それぞれ解答欄に示しなさい。

●直前予想答練　第３回〔第二問〕

【資料２】修正及び決算整理事項

１　現金及び当座預金に関する事項

⑴　期末日に受け取ったＡ株式の配当金額収証500千円の記帳漏れがある。

⑵　期中に売掛金の回収として当社振出小切手1,600千円を受け取った際、現金として処理していたことが判明したため、決算整理で修正を行う。

２　保証債務に関する事項

買掛金の支払のために裏書譲渡した手形1,300千円が、期日に決済された旨の通知を受けた。

当社は裏書譲渡をした際に保証債務を計上しており、決済の通知を受けたときに保証債務の取り崩しを行うこととしているが、取り崩しに関して未処理であることが判明した。

３　売掛金に関する事項

決算日において当期中に回収不能と判断して貸倒処理したＸ社に対する売掛金700千円（前期分400千円、当期分300千円）を状況の変化に伴い、回収可能な債権と判断し直した。なお、当社では前期分の売掛金の貸倒処理の際に、貸倒引当金を取り崩して処理している。

４　割賦販売に関する事項

当社は前期より割賦販売を開始しており、割賦売掛金の増減明細は以下のとおりである。

	期首残高	当期発生額	当期回収高	回収不能高	期末残高
前期分	24,000千円	－	12,000千円	1,000千円	11,000千円
当期分	－	129,580千円	44,000千円	－	85,580千円

⑴　割賦売上収益の計上は、回収基準によっている。

⑵　前期の割賦販売原価率は60%である。

⑶　当期の割賦販売価格は一般販売価格の10%増（当期の一般販売原価率は55%）である。

⑷　割賦売掛金の回収不能に伴い、商品（評価額は280千円）を取り戻した。なお、貸倒処理は期中において適正に行われている。

ズバリ的中!

〔第二問〕

問２　Ｂ社は、X4年４月１日に、【資料１】のような発行条件の転換社債型新株予約権付社債を発行した。同日、Ｃ社は、Ｂ社の将来の成長を見込んだ中長期的な保有を目的として、当該転換社債型新株予約権付社債を全口購入した。当該転換社債型新株予約権付社債については、発行側は区分法により、取得側は一括法により処理する。また、社債金額と社債の払込金額との差額は金利調整額であり、償却原価法（定額法）により処理される。Ｂ社及びＣ社とも、決算日は年１回３月末日である。

ここで、上記転換社債型新株予約権付社債に関連する次の【資料１】～【資料３】に基づいて、以下の設問⑴、⑵及び⑶に答えなさい。なお、千円未満の端数が生じる場合は、その都度四捨五入すること。また、税効果会計については考慮しない。

【資料１】転換社債型新株予約権付社債の発行条件

１　社債金額：120,000 円
２　払込金額：120,000千円（社債の払込金額は額面100円につき92.4円、新株予約権の払込金額は１個につき7.6円）
３　付与割合：社債１口につき１個の新株予約権を発行
４　実効利子率：２％
５　クーポン利子率：利息は付さない
６　新株予約権の権利行使に伴う払込方法：代用払込
７　償還日：X8年３月31日

【資料２】新株予約権の権利行使

X7年３月31日、新株予約権70%分の権利行使請求があり、Ｂ社は新株を発行した。なお、資本金に組入れる金額は、会社法規定の最低限度額とした。また、これ以降、滴期依遠に至るまで新株予約権の権利行使請求はなかった。

【資料３】Ｂ社発行の転換社債型新株予約権付社債１口当たりの時価

（単位：円）

X5年３月31日	X6年３月31日	X7年３月31日
102	104	103

設問

⑴　【資料２】に関連して、X7年３月31日、Ｂ社側において代用払込を受けた社債金額を、解答欄に示しなさい。

⑵　Ｂ社側において、【資料２】の新株予約権の権利行使請求につき、①X7年３月31日における資本金の増加金額、及び②同日期末日においてＢ社側貸借対照表に計上される社債の金額を、それぞれ解答欄に示しなさい。また、同じくＢ社側において、③X8年３月31日における新株予約権戻入益の金額を、解答欄に示しなさい。

●実力完成答練　第４回〔第三問〕

９　新株予約権付社債に関する事項

⑴　X9年４月１日に下記の転換社債型新株予約権付社債を発行した。

①　社俵金額：50,000千円
②　払込金額：50,000千円（社俵の対価: 43,100千円、新株予約権の対価：6,900千円）
③　償還日：X14年３月31日
④　実効利子率：年３％
⑤　クーポン利息：年○％
⑥　権利行使期間：x9年４月１日からX14年３月31日
⑦　権利行使に伴う払込方法：代用払込
⑧　資本金組入額：会社法規定の最低限度
⑨　社債の対価部分と社債金額との差額は金利の調整と認められるため、利息法に基づいた償却原価法を行うものとする。

⑵　X10年12月31日に社債金額15,000千円に関して、権利行使を受け新株を交付したが、未処理となっている。

ズバリ的中!

〔第二問〕

問３　Ｄ社は、X29年４月１日にＥ社を事業譲受により取得し、Ｅ社の超過収益力にあたるのれんを4,500千円計上した。Ｄ社は、のれんについて、発生年度より５年で定額法により償却している。なお、Ｄ社の当期の会計期間は、X30年４月１日からX31年３月31日である。

ここで、上記のれんに関連する次の【資料１】に基づいて、以下の設問⑴、⑵及び⑶に答えなさい。なお、資料及び問題文から判明すること以外は考慮する必要はない。

【資料】

１　Ｄ社が事業譲受により取得したＥ社の事業は、内部管理上独立した業績報告が行われている甲事業と乙事業から成り立っていた。なお、のれんが当初認識された時点において、甲事業の時価は15,300千円、乙事業の時価は10,200千円であった。

２　Ｄ社は、事業譲受により生じたのれんについて、被合併会社における事業別の時価に基づき、当該時価に基づく按分比率は、当期まで変化しないものとする。また、被合併会社における事業区分、及び当該事業区分ごとの事業内容については、当期末まで変更はなかった。

３　当期末において、甲事業について減損の兆候があるため、減損会計を適用することとした。

なお、減損損失の測定は、のれんを含むより大きな単位で行うこととする。

４　甲事業は、資産グループＡ、資産グループＢ及び資産グループＣの３つのグループから成り立っている。

５　当期末の甲事業における資産グループＡ、資産グループＢ及び資産グループＣの帳博価額は、それぞれ5,400千円、5,290千円及び1,550千円である。

６　当期末の甲事業における資産グループＡ、資産グループＢ及び資産グループＣには、それぞれ減損の兆候があり、また当期末における割引前将来キャッシュ・フローは、それぞれ5,312千円、5,265千円及び1,950千円である。

７　当期末の甲事業における資産グループＡ、資産グループＢ及び資産グループＣの時価は、それぞれ3,940千円、4,318千円及び1,600千円であり、処分費用見込額は、それぞれ340千円、218千円及び110千円である。

８　当期末の甲事業における資産グループＡ、資産グループＢ及び資産グループＣの使用価値は、それぞれ3,060千円、4,120千円及び1,650千円である。

設問

⑴　上記【資料】に関連して、当期末における、①資産グループＡ、②資産グループＢ及び③資産グループＣごとの減損損失の金額を、それぞれ回答欄に示しなさい。なお、減損損失がない場合には、解答欄に「－」と記載すること。

⑵　上記【資料】に関連して、当期末における甲事業全体としての、のれんを含むより大きな単位における減損損失の金額を、解答欄に示しなさい。

⑶　当期末において、Ｄ社の貸借対照表に計上されるのれんの金額を、解答欄に示しなさい。

●実力完成答練　第６回〔第二問〕

問４　当社に関する下記の資料に基づいて、決算整理後残高試算表の①～③の金額を求めなさい。なお、解答に当たって千円未満の端数が生じる場合は、四捨五入すること。

【資料１】

当社は、資産グループＡ、Ｂ、Ｃ、Ｄの４つの資産グループ（それぞれキャッシュ・フローを生み出す最小単位と判断される。）からなる事業Ｘを営んでおり、当該事業にはのれんが帰属している。当期になって市場環境が急激に悪化し、４つの資産グループ及びのれんを含むより大きな単位に減損の兆候が見られた。

なお、減損会計を適応する場合の減損損失の測定は各資産グループごとに行い、その後、のれんを含むより大きな単位で行うこと。

【資料２】

１　のれんを含むより大きな単位での割引前将来キャッシュ・フローは、各資産グループの割引前将来キャッシュ・フローの合計額に等しい

２　事業Ｘに属する資産グループのより大きな単位での回収可能価額は、各資産グループの回収可能価額の合計であり、個々の資産グループの回収可能価額については把握可能であった。

３　のれんに配分された減損損失がその帳簿価額を超過する場合、当該超過額は回収可能価額を下回らないように、各資産グループの帳簿価額と回収可能価額との差額の比率に基づいて再配分する。ただし、回収可能価額が帳簿価額を超過している資産グループには減損損失は配分しない。

【資料３】

（単位：千円）

	資産グループＡ	資産グループＢ	資産グループＣ	資産グループＤ	のれん
帳簿価額	174,000	64,000	140,000	96,000	8,800
減損の兆候	あり	あり	なし	あり	
割引前将来キャッシュ・フロー	㈜	66,000	142,000	99,000	
回収可能価額	㈜	53,200	155,800	76,800	

㈜【資料４】を参照のこと。

【資料４】

１　資産グループＡの期末時点での使用による割引前将来キャッシュ・フローは、以下のとおりである。

（単位：千円）

	１年後	２年後	３年後	４年後	５年後
キャッシュ・フロー	20,000	20,000	18,000	17,000	16,000

２　経済的残存使用年数は５年であり、５年経過後の正味売却価額は17,600千円である。

３　使用価値の計算で用いる割引率は５％とする。なお、使用価値の計算の過程で千円未満の端数が生じる場合は、その年ごとの計算額を四捨五入して計算すること。

４　資産グループＡの期末時点の時価は96,000千円である。なお、処分費用として時価の５％を見込んでいる。

【資料５】

各資産グループ及びのれんの減損処理後の帳簿価額は次のとおりである。

（単位：千円）

	資産グループＡ	資産グループＢ	資産グループＣ	資産グループＤ	のれん
帳簿価額	①	②	③		

ズバリ的中!

〔第三問〕

9　甲社は、2018年５月に予定している輸入取引に伴って必要となる米ドル建て決済30万ドルについて、為替変動リスクを軽減するために以下の様なヘッジ取引を行っている。

⑴　20万ドルについての為替変動リスクを軽減するために、当期３月中にドル買の為替予約を締結した。その内訳は、106円／ドルで10万ドル、108円／ドルで10万ドルであったが、為替予約の処理が未処理となっている。決算日の直物為替レートは110円／ドル、先物為替レートは108円／ドルであった。この為替予約は、実行される可能性が極めて高く、金融商品会計基準のヘッジの要件を満たしているものとする。なお、繰延ヘッジ損益には税効果会計を適用する。

●実力完成答練　第５回〔第二問〕

問４　予定取引（繰延ヘッジ）

解答要求：各時点における①～③に入る金額又は勘定科目を答えなさい。なお、法定実効税率は、40%で一定である。

【資料１】前提条件

１　x1年２月10日

x1年５月10日に商品10,000ドルを仕入れる予定の取引に係る為替リスクを回避するために、x1年５月10日に決済される同額のドル買いの為替予約を100円／ドルの予約レートで締結した。

２　x1年３月31日

決算を迎えた。x1年５月10日に決済されるドル買いの為替予約のレートは、102 円／ドルであり、直物レートは98円／ドルである。

【資料２】（単位：円）

x1年2月10日　仕訳なし

x1年3月31日	（借）為替予約	（　　）	（貸）繰延ヘッジ損益	①
			繰延税金負債	（　　）
x1年5月10日	（借）仕入	1,050,000	（貸）現金	1,050,000
	（借）為替予約	（　　）	（貸）繰延ヘッジ損益	②
			繰延税金負債	（　　）
	（借）現金	（　　）	（貸）為替予約	（　　）
	（借）繰延ヘッジ損益	（　　）	（貸）③	（　　）
	繰延税金負債	（　　）		

ズバリ的中!

〔第三問〕

【資料２】決算整理事項等

１．現　金

⑴　決算整理にあたって、2018年３月31日の営業終了時点に金庫を実査したところ、以下のものが保管されていた。

通貨	1,480,000円
他人振出小切手	250,000円
自己振出小切手	297,000円
仮払依頼書	100,000円
収入印紙・切手	87,000円

収入印紙・切手に関しては、購入時に「その他営業費用」として処理しており、決算整理にいて未使用のものを「貯蔵品」勘定に振り替えている。

⑵　期末帳簿現金残高と実際現金残高の差異を分析したところ、以下のような事実が判明した。

①　2018年３月１日に営業担当者に３月分出張旅費100,000円を仮払処理したが、その現金精算に係る会計処理がまだ行われていない。なお、2018年３月31日に従業員から提出された旅費精算書によれば、期末日までに旅費交通費108,000円（税込み）が発生している（「その他営業費用」として処理）。

②　2018年３月20日に売掛金回収のための得意先振り出し小切手250,000円を現斤として処理したが、その小切手の振出日が2018年４月５日になっていた。

③　期末帳簿現金残高と実際現金残高の差異調整後、なお原因不明の差異が存在する場合は、現金過不足分を「その他営業外費用」または「その他営業外収益」に振り替えるものとする。

２．当座預金

Ｘ銀行の当座預金について、甲社における当座預金の銀行帳の期末残高は3,380,000円であり、Ｘ銀行における甲社の当座預金の期末残高は3,991,000円であった。決算において両者の不一致の原因を調査したところ、以下のような事実が判明した。

⑴　甲社は2018年１月10日に売掛金2,000,000円をファクタリング会社に侑遠詰求権なし（ノンリコース）の条件で譲渡したが、譲渡時に売掛金全額が入金したものとして誤って会計処理していた。なお、ファクタリング会社に支払う買い取り手数料（「その他営業外費用」として処理）は、譲渡した売掛金の回収期日にかかわらず売掛金残高に対して５％に設定されている。

⑵　2018年３月２日にＡ商品100個の購入対価として169,000円（税込み）を小切手で支払ったが、金額を誤って196,000円（税込み）で会計処理していた（Ａ商品の商品有高帳にも誤って記録した）。

⑶　2018年３月30日に買掛金支払いのため297,000円の小切手を振り出したが、期末日現在金庫で保管していた。

⑷　2018年３月22日に消耗品購入（「その他営業費用」として処理）のため小切手96,000円を振り出したが、銀行側で69,000円と記帳されていた。

⑸　2018年３月28日にＸ銀行に取立依頼をしていた約束手形750 ,000円がすでに取立済であったが、甲社に未通知であった。

⑹　2018年３月31日に得意先振り出しの小切手390,000円を銀行に預け入れたが、いまだ取り立てられていない。

●直前予想答練　第１回〔第三問〕

【資料３】決算資料

１　現金に関する事項

⑴　現金の帳簿残高と実際有高との間に乖離が生じているため修正を行う。なお、原因が不明なものについては雑損失に振り替えるものとする。

⑵　決算日の金庫には以下のものが保管されていた。

内　　容	金　　額
紙幣及び硬貨	690,000円
当社振出の小切手（注１）	1,095,000円
Ｓ社社債の利札（注２）	（　　）円
未使用の収入印紙（注３）	32,000円
得意先Ｄ社振出の小切手	600,000円
得意先Ｈ社振出の小切手	700,000円

（注１）下記２⑵①参照

（注２）下記５⑵参照

（注３）購入時に営業費に計上している。

２　金庫の内容物を確認したところ、以下のものが保管されていた。

⑴　Ｍ社社債及びＮ社社債のクーポン

いずれも利払日は平成30年３月31日であるが、未処理である。

⑵　収入印紙

当期に購入した収入印紙12,500円が残っていた。甲社では購入時にその他営業費に計上しており、決算整理前残高試算表の貯蔵品のうち11,000円は前期末の未使用分を計上したものである。

⑶　得意先Ｃ社振出小切手

売掛金500,000円の回収として３月25日に受取ったものであり、受取時に現金として処理したものであるが、振出日が平成30年４月10日であった。

⑶　得意先振出の小切手535,920円について、銀行に取立依頼した際に記帳したが取立が完了していなかった。

⑵　預金の帳簿残高のうち当座預金は142,201千円であり、期末に銀行から取り寄せた当座預金残高証明書の金額は125,927千円であった。帳簿残高と残高証明書の差異の原因は以下のとおりである。

①　Ｋ社に対する買掛金の支払いのために振り出した小切手7,875千円が未取付であった。

②　Ａ社振出の約束手形12,300千円（決済日：X22年４月５日）を銀行に取立依頼し、入金記帳していた。

③　期末日に現金15,000千円を預け入れたが、銀行の営業時間外であったため、翌日の入金とされた。

④　Ｄ社からの掛代金1,840千円が当座預金口座に振り込まれていたが、銀行からの通知が未達であった。

⑤　３月分の企業年金掛金の自動引落額1,000千円が未記帳であった。

⑥　割引した手形22,300千円について、割引料39千円が差し引かれて入金されていたが、額面金額で入金記帳していた。

⑦　仕入先Ｌ社に対する買掛金の決済のため、小切手2,350千円を振り出し記帳していたが、金庫の中に保管されていた。

ズバリ的中!

〔第三問〕

7．投資有価証券

投資有価証券の内訳は次のとおりで、取得原価と期末時価は１株（口）当たりの金額を示している。

それぞれの銘柄について、その保有目的を判断し、適切に会計処理すること。

税効果会計の適用に当たっては、評価差額を評価差損と評価差益に区分し、銘柄ごとに「（固定）繰延税金資産」又は「（固定）繰延税金負債」を認識する。繰延税金資産の回収可能性に問題はない。なお、前期末の評価差額金については、期首での振戻しを行っておらず決算整理前残高試算表に残っている。

銘柄	前期			期	期	備考
	取得原価	期末数	期末評価額	期末数	期末時価	
Ｅ社株式	1,460	2,500株	4,250,000	0株	1,000	上場株式
Ｆ社株式	1,800	1,000株	500,000	900株	10,000	上場株式
Ｇ社社債	2,000	2,000口	2,500,000	2,000口	1,300	満期保有目的

⑴　Ｅ社株式は、前期に業務提携予定で株式を取得し、前期末の時価評価差額については、全部純資産直入法で税効果会計を適用した。しかし、今期中に業務提携交渉は決裂したため全株式を１株当たり1,300円で売却し、売却代金は「仮受金」に計上している。

⑵　Ｆ社株式は、業務提携により取得したものの過去に時価が取得原価の50%以上下落し回復の可能性がないものと判断し減損処理を行った非上場株式であった。しかし、今期中に株式上場を果たしたため、100株については１株当たり15,000円で売却し、売却代金は「仮受金」に計上している。業務提携は継続している。

⑶　Ｇ社社債は、前期中に取得したものの、期末時価が著しく下落し、回復するかどうかわからないため、前期末に時価まで評価減を行った。決算整理前残高試算表の「（固定）繰延税金資産」の内600,000円は、この評価損計上に伴うものである。まず、法人税率変更に伴う処理を行った上で、当期末も期末時価を貸借対照表価額に反映する処理を行う。

●実力完成答練　第５回〔第三問〕

6　有価証券に関する事項

当期末までに保有していた株式及び債券は下記のみである。

銘柄名	取得価額	前期末		当期末	
		株(口)数	１株(口)当たりの時価または実質価額	株(口)数	１株(口)当たりの時価または実質価額
Ａ社株式	9,650,000円	19,300株	592円	19,300株	607円
Ｂ社株式	12,200,000円	16,900株	806円	16,900株	655円
Ｃ社株式	11,453,000円	9,600株	596円	－	－
Ｄ社株式	3,636,000円	2,760株	922円	2,760株	1,155円
Ｅ社割引債	1,379,000円	－	－	140口	9,900円
甲社株式	33,000,000円	15,000株	2,100円	－	2,300円

⑴　Ａ社株式、Ｂ社株式及びＣ社株式は上場株式、Ｄ社株式は非上場株式であり、その他有価証券に分類される。評価差額は、全部純狡産直入法（税効果会計を適用する。）により処理する。

⑵　証券会社から以下の売買報告書を受け取っていたが未処理である。なお、売却損益は支払手数料と相殺して計上する。

受　渡　日：平成30年４月４日
約　定　日：平成30年３月30日
銘　柄　名：Ｃ社株式
区　　分：売
数　　量：9,600株
単　　価：710円
支払手数料：56,805円

⑶　当期末にＤ社と株式交換を行い、Ｄ社を完全子会社とした。Ｄ社の発行済株式数は27,600株であり、株式交換における交換比率は甲社：Ｄ社＝１：0.5である。甲社は株式交換にあたり、自己株式10,000株と新株を交付したが、会計処理は行っていなかった。なお、増加する資本については全額その他資本剰余金とする。

⑷　Ｅ社割引債は満期保有目的の債券であり、平成30年２月１日に1,379,000円で取得した。債券金額は1,400,000円、満期日は平成35年１月31日である。取得価額と債券金額（額面）との差額は、すべて金利の調整部分（金利調整差額）とする。償却原価の計算については、定額法により行っている。

〔第三問〕

8．賞与引当金

甲社は次の通り、7月12月に賞与を支給しており、賞与支給時及び法定福利費支払時は「仮払金」処理している。また、決算においてのみ当期の負担に属する賞与額及び法定福利費を「その他人件費」勘定に計上している。賞与引当金の会計方針として支給見込額基準を採用し、算定した賞与引当金に係る法定福利費の会社負担額を賞与引当金額の14%として計算し、毎期、「賞与引当金」に含めて計上している。

なお、賞与引当金及び賞与引当金に係る法定福利費の未払分には、税効果会計を適用し、「（流動）繰延税金資産」勘定で処理する。

	支給見込額	支給対象期間	実際支給額
2017年７月賞与	6,000,000円	前年度12月から当年度５月	6,200,000円
2017年12月賞与	－	前年度６月から当年度11月	10,000,000円
2018年７月賞与	30,000,000円	当年度12月から翌年度５月	－

●実力完成答練　第２回〔第三問〕

10　来期の賞与支給見込額は48,600,000円である。このうち、当期に貢族する金額は当該金額の６分の４である。また、当該賞与引当金に対する法定福利費の会社負担額は当該金額の10%として計算し、賞与引当金に含めて計上する。

ズバリ的中!

5．売掛金

売掛金の期末残高について得意先に残高確認を実施したところ、甲社の得意先元帳残高1,756,000円に対し、丙社の回答金額は2,429,920円であった。差異内容について調査したところ、次の事実が判明したので必要な修正を行う。甲社は出荷基準により収益認識しており、丙社は検収基準により仕入を認識し、買掛金計上のため、検収後遅滞なく甲社に買掛金支払通知書を送付している。なお、決鉢修正後の受取手形残高及び売掛金残高の合計額に対して、毎期２％の貸倒引当金を繰り入れている（差額補充法により当期繰入額を「その他営業費用」として処理している。）。税効果は考慮しない。

項　目	金　額	備　考
営業担当者による誤った値引き処理	162,000円	（税込み）金額である。売上から直接控除処理した。
丙社側が仕入商品未検収	626,400円	（税込み）金額
買掛金支払通知書の記載もれ	583,200円	同　上
直送取引の計上もれ	583,200円	４．商品(1)を参照

●実力完成答練　第１回〔第三問〕

２　売掛金

売掛金について各得意先に残高確認をしたところ、以下の事実が判明した。

(1)　得意先Ｃ社からの回答金額は8,510,400円（税込）であった。差異の原因は、Ｃ社が期末日に返品した商品（500個）が当社に到着していなかったため当社では処理を行っていなかったことによるものである。

(2)　得意先Ｄ社からの回答金額は13,154,400円（税込）であった。差異の原因は、当期末において検収未済の商品（400個）があったことによるものである。なお、Ｄ社では、仕入計上について検収基準を採用している。

４．商品

甲社はＡ商品を販売しており、商品の評価方法は月次総平均法である。決算整理前残高試算表の繰越商品は前期末残高である。決算日にＡ商品の実地棚卸を実施したところ、期末実際在庫数量は3,400個であった。期末帳簿在庫数量との差額分は棚卸減耗損（「仕入」勘定で処理）として会計処理する。

Ａ商品の３月における商品有高帳から抜粋した受払記録は以下のとおりである。

前月繰越		当月仕入		当月末
数量（個）	金額（円）	数量（個）	金額（円）	数量（個）
4,000	6,520,000	7,500	12,016,000	3,450

なお、以下の事項が未処理となっているので、適正に決算処理すること。

(1)　甲社はＡ商品の一部について仕入先から得意先丙社への直送取引を行っているが、2018年３月30日に出荷した商品500個（（税抜き）単価1,594円）に係る仕入先からの出荷報告書が未入手であった。当該直送商品の丙社への販売価額は１個あたり3,188円（税抜き）である。なお、甲社は、在庫管理上、直送商品に関してもＡ商品有高帳にて受払記録を行っているが未処理であった。

(2)　甲社は、2018年３月１日に乙社から仕入れたＡ商品600,000円の代金を仕入日より２週間以内に支払ったことにより代金の２％の割引を受けたが、仕入代金の割引分を「その他営業外収益」で処理するのではなく、その全額を「仕入」勘定のマイナスとして処理していた（Ａ商品有高帳も同様の処理）。

(3)　Ａ商品は仕入のタイミングによって仕様が若干異なっているため、仕様ごとに商品コードを付けて個別管理している。甲社はＡ商品のうち、市場における販売価格が下落し、収益性が低下した商品コードに対応する商品の帳簿価額を期末に評価減している。甲社の期末における在庫データによれば、当期末に評価減の対象となるＡ商品のリストは次のとおりである。このリストにおける期末単価は、各年度末において月次総平均法により算定された金額であり、平均販売価格は数量あたりの金額である。また、見積販売直接経費は当該平均販売価格の５％ である。なお、前期末に評価減された金額は185,000円であり、毎期洗替法により会計処理しているが未処理である。

商品コード	期末単価（円）	数量（個）	平均販売価格（円）
BE05900	（　　）	40	1,500
BE05810	（　　）	100	1,200
CE02970	（　　）	200	800

●実力完成答練　第１回〔第三問〕

３　商品

(1)　甲社が販売する商品はＡ商品とＢ商品であり、このうちＢ商品は当期から販売を始めた輸出用のものである。Ａ商品及びＢ商品に係る仕入諸掛をその他の費用に計上していたことが判明した。

甲社の商品の評価方法は、年間総平均法である。甲社が売上原価の算定に用いた資料は次のとおりである。

	期首商品		当期仕入		期末商品
Ａ商品	2,800個	33,880,000円	31,850個	395,780,000円	3,100個
Ｂ商品	－	－	4,240個	41,552,000円	670個

(2)　収益性低下の評価について判定するための正味販売価額は、３月の各商品の売上高と販売数量に基づいて算定した平均販売単価から見積販売直接経費（月別平均販売単価の５％相当額とする。）を差し引いた価額を用いること。

甲社が、決算において使用する３月の販売状況は、次のとおりである。

	３月の販売数量	３月の売上高
Ａ商品	1,800個	23,580,000円
Ｂ商品	（　　）	（　　）

(3)　前期末において評価損は発生していない。

ズバリ的中!

財　務　諸　表　論

本試験問題

〔第一問〕１
⑶　帳簿価額を上回る対価による自己株式の処分が財務諸表に及ぼす影響として最も適切なものを１つ選び、記号で答えなさい。
ア　自己株式処分差益にみあうその他資本剰余金が減少し、代わりに同額の期間利益が発生する。
イ　自己株式処分差損にみあう期間費用が発生する。
ウ　原則として自己株式処分差損にみあうその他資本剰余金が減少する。
エ　自己株式処分差益にみあう期間利益が発生する。
オ　自己株式処分差益にみあうその他資本剰余金が増加する。

〔第一問〕２
⑷　現行の会計制度において、企業集団に連結財務諸表の開示が求められている理由を説明しなさい。

〔第二問〕
次の文章は、資産・負債の測定（測定尺度）などについて示したものである。これに関連して、以下の各問に答えなさい。

財務会計の［①］アプローチで中心に据えられている資産は、「過去の取引または事象の結果として、報告主体が支配している［②］」と定義されている（討議資料「財務会計の概念フレームワーク」、第３章、４）。この［②］の本質は、「キャッシュの獲得に貢献する便益の源泉」であり、また、この資産の能力は［③］と呼ばれてきた。こうした資産の定義に従えば、資産の測定に将来キャッシュ・フローを用いることも論理的に整合する。そのため、資産の測定値は、将来キャッシュ・フローを［④］に割り引いた金額である割引価値が妥当なものとなる。

〔第二問〕
３　「企業会計原則」と企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」によれば、資産は保有目的によって異なった評価基準を適用している。この適用モデルの名称を答えなさい。また、異なる評価基準が適用される理由について述べなさい。

〔第三問〕
【資料２】決算整理の未済事項及び参考事項
１　現金及び預金に関する事項
⑴　X5年３月31日の営業終了時における現金の実際残高は、90千円であった。【資料１】の現金勘定の残高との差額を調査しても原因が判明しなかったため、現金過不足として処理することとした。

〔第三問〕【資料２】１
⑶　決算処理のために金融機関から、X5年３月31日現在における預金口座の残高証明書を入手した。そこに示された普通預金口座の残高と【資料１】の普通預金勘定との差額を調査した結果、X5年３月に支出した広告宣伝費5,400千円の処理漏れが判明した。

〔第三問〕
３　有価証券に関する事項
⑴　【資料１】の有価証券勘定の明細は、次のとおりである。売買目的有価証券及び満期保有目的の債券は保有していない。

銘　柄	数　量	取得価額	１株当たりの時価	備　考
ＡＡＡ社	13,000株	6,110千円	420円	下記⑶参照
ＢＢＢ社	8,500株	27,200千円	1,550円	同上
ＣＣＣ社	100株	5,000千円	40,000円	下記⑷参照
ＤＤＤ社	160株	8,000千円	35,000円	同上
当社	300株	63,600千円	－	下記⑸参照

⑵　有価証券の評価基準及び評価方法は、子会社株式は移動平均法による原価法によっている。また、その他有価証券のうち市場価格のあるものは、期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっている。一方、市場価格のないものは、移動平均法による原価法によっている。

TAC予想問題

●全国公開模試〔第二問〕
問２　次の文章は、「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準」（以下、「自己株式基準」という。）の一部を抜粋したものである。これに関連して以下の各問に答えなさい。

「自己株式基準」
７．取得した自己株式は、取得原価をもって純資産の部の株主資本から控除する。
９．自己株式処分差益は、その他資本剰余金に計上する。

●実力完成答練　第６回〔第二問〕
２　連結財務諸表の作成目的について説明しなさい。

●全国公開模試〔第一問〕
問３

討議資料「財務会計の概念フレームワーク」では、資産とは、「［③］の結果として報告主体が［④］している［⑤］をいう。」と定義されている。
［⑤］とは、キャッシュの獲得に貢献する便益の源泉を意味する。

●実力完成答練　第２回〔第一問〕１
⑶　金融資産は、その特性から時価評価すべきと考えられるが、「金融基準」においては保有目的等に応じた処理が定められている。この理由を説明しなさい。

●実力完成答練　第２回〔第三問〕
１　現金及び預金に関する事項
⑴　期末日において会社金庫に次のものが保管されていた。なお、硬貨及び紙幣の帳簿残高は245,000円であった。当該差額の原因は不明であるため、雑損失又は雑収入として処理する。

●直前予想答練　第２回〔第三問〕１⑷
②　乙銀行の残高証明書の金額が会社の帳簿残高より２千円多かった。差額の原因は当期末に得意先から売掛代金が振り込まれた際に、得意先負担の振込手数料を誤って当社負担として会計処理を行ったことによるものである。

●直前予想答練　第１回〔第三問〕
決算整理前残高試算表の有価証券の内訳は、次のとおりである。

銘柄	株数（口数）	帳簿価額等	期末における１株（１口）の時価	１株当たりの純資産差額	備　考
Ｂ２社株式	1,200株	6,600千円	60ドル	－	下記①参照。
Ｃ３社株式	400株	3,080千円	－	80ドル	下記②参照。
Ｄ社社債	300株	2,775千円	9,800円	－	下記③参照。
Ｅ社株式	350株	1,890千円	5,200円	－	長期投資目的保有。
Ｆ社株式	400株	1,600千円	－	1,900円	長期投資目的保有。
Ｇ社株式	100株	1,200千円	12,100円	－	下記④参照。
Ｈ社株式	5,000株	7,500千円	1,600円	－	下記⑤参照。

ズバリ的中!

〔第三問〕

4　棚卸資産に関する事項

⑴　【資料１】に示された商品勘定は前期末に計上されたものである。また、当期末に実地棚卸した結果は、次のとおりであった。

商品名	帳簿有高	実際有高	備　考
EEE	79,447千円	83,947千円	下記⑶参照
FFF	66,935千円	66,543千円	同上
GGG	41,251千円	40,956千円	同上
HHH	13,308千円	13,308千円	下記⑷参照
その他	53,691千円	53,691千円	
合計	254,632千円	258,445千円	

⑵　棚卸資産の評価基準及び評価方法は、先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）によっている。

⑶　帳簿有高と実際有高との差異を調査した結果、商品EEEについては実地棚卸を行う直前に入庫された分の仕入計上もれ（別途、消費税等360千円）であった。商品FFFについてはカウントの誤りのため、帳簿有高が正しかった。また、商品GGGについては原因が不明であるため、棚卸減耗損として処理することとした。

⑷　商品HHHのうち１年以上滞留している2,594千円については、当社の内規に基づき、帳簿価額から50%を切り下げる。

●実力完成答練　第２回〔第三問〕

6　棚卸資産に関する事項

⑴　商品は移動平均法による原価法により評価しており、貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法によって算定している。残高試算表の繰越商品は前期末残高であり、前期末において収益性の低下による簿価切下げは行っていない。

⑵　商品の当期末残高の内訳は以下のとおりである。

種類	帳簿棚卸高	実地棚卸高	差額	備　考
商品K	12,000千円	11,400千円	600千円	棚卸差異のうち500千円は、見本品として店舗内に展示しているものであることが判明したため、販売費及び一般管理費（広告宣伝費）に振替計上する。残額は原因不明の減耗であり、売上原価に計上する。
商品L	4,800千円	6,000千円	1,200千円	棚卸差異は、仕入の計上漏れであることが判明したため、仕入の追加計上を行う。なお、追加計上分の商品代金は期末現在未払いである。
商品M	3,000千円	3,000千円	－	収益性の低下が生じていることが判明した。売価は2,850千円、見積販売直接経費は50千円と見積もられた。

〔第三問〕

5　有形固定資産に関する事項

⑴　【資料１】の有形固定資産の明細は次のとおりであった。いずれの資産もこれまで減損処理は行われていない。また、減価償却費は適切に計上されている。

科　目	取得原価	帳簿価額
建物	89,000千円	64,638千円
構築物	28,300千円	6,606千円
備品	19,654千円	4,056千円
土地	430,000千円	430,000千円

⑵　【資料１】の土地勘定のうち86,500千円は従来から第三者に賃貸していたところ、先方都合によって当期に賃貸契約は解約に至っている。当該土地は、将来の使用が見込まれていない重要な遊休資産として取り扱う。正味売却価額は75,800千円と算定された。

⑶　固定資産の減損によって損失が生じる場合、税効果会計上、当該金額を将来減算一時差異として取り扱う。ただし、当該将来減算一時差異に係る繰延税金資産は回収不能とする。

●実力完成答練　第５回〔第三問〕

7　有形固定資産に関する事項

有形固定資産の減価償却費は、下記⑵、⑶及び⑷に記載されている事項以外は適正に計上している。なお、販売部門及び一般管理部門に係る減価償却費は販売費及び一般管理費（減価償却費）に、製造部門に係る減価償却費は製造経費（減価償却費）に計上している。

⑴　仙南営業所に係る固定資産はひとつの資産グループを構成している。仙南営業所は、製品の販売活動のみを行っているが、販売状況が悪化しているため、当期末において減損の兆候が認められた。

①　仙南営業所の構成毀産の状況は次のとおりである。

種　類	取得原価	当期末減価償却累計額	帳簿価額
建　物	131,000千円	53,100千円	77,900千円
器具備品	8,400千円	1,100千円	7,300千円
土　地	56,800千円	－	56,800千円
合　計	196,200千円	54,200千円	142,000千円

⑤　当期末時点での正味売却価額（処分費用見込額控除後）は104,000千円である。

⑧　税務上、固定資産の減損損失は一時差異に該当する。建物及び器具備品に配分された減損損失に係る繰延税金資産は、スケジューリング可能な一時差異であり、また、（分類２）として判定されていることから、回収可能性があるものと判断する。一方、土地に配分された減損損失に係る繰延税金資産は、売却等に係る意思決定または実施計画がないことから、スケジューリング不能な一時差異として回収可能性がないものと判断する。

〔第三問〕

6　無形固定資産に関する事項

⑴　【資料１】のソフトウェア勘定の明細は、次のとおりである。ソフトウェアの減価償却の方法は定額法によっている。

明　細	金　額	備　考
販売管理システム	（推定）	下記⑵を参照。
新販売管理システム制作費	4,800千円	下記⑶を参照。
その他	（推定）	

⑶　当期から、新販売管理システムの導入に向けて開発を進めている。その制作費のうち、すでに支出された金額が4,800千円である。当該支出は制作途中であることから、ソフトウェア勘定から独立して掲記することとする。また、X7年４月１日から事業に供する見込みである。

●実力完成答練　第３回〔第三問〕

8　無形固定資産に関する事項

⑴　ソフトウェアの内訳は以下のとおりであり、当期の償却計算は未了である。当社が使用しているソフトウェアはすべて社内利用目的で導入しているものであり、その利用により将来の費用削減が確実と見込まれている。なお、ソフトウェアの償却は利用可能期間の５年間で定額法により計算している。

システム	利用開始時期	前期末残高	費用計上区分
生産・在庫管理	平成27年8月1日	12,200千円	製造経費
顧客管理	平成29年3月1日	5,900千円	販売費及び一般管理費
顧客管理	制作途中	35,000千円	販売費及び一般管理費

ズバリ的中!

〔第三問〕

7　借入金に関する事項

⑴　X5年２月１日に締結したシンジケート方式によるコミットメントライン契約に基づき、次の借入を実行している。当該借入は、【資料１】では仮受金勘定に計上されている。

借入総額	540,000千円
借入期間	X5年２月１日からX8年１月31日まで
コミットメント期間	同上
返済期限	X8年１月31日
利率	年1.2%
返済条件	借入日から１年経過ごとに180,000千円ずつ返済
利払い	半年毎に前払い（借入日に支払った3,240千円は、支払利息勘定に計上されている）

⑵　上記⑴の借入に当たって支払ったアレンジメントフィー10,800千円及びエージェントフィー1,200千円（年頓）は、【資料１】では支払手数料勘定に計上されている。

アレンジメントフィーはシンジケートローンを組成する初期費用として資金調達時にその役務提供を受けていることから、当期の費用として計上する。一方、エージェントフィーはシンジケートローン契約期間にわたって発生する費用であることから、発生主義に基づき当期に対応する部分を費用に計上する。これらは「シンジケートローン手数料」として営業外費用に計上する。なお、消費税等は考慮しない。

●実力完成答練　第２回〔第三問〕

10　借入金に関する事項

残高試算表の借入金の内訳は、次のとおりである。なお、経過勘定項目の会計処理が未了である。

⑴　借入金のうち60,000千円は平成29年11月１日に借り入れたものであり、平成30年10月31日に一括返済するものである。利率は年0.5%で、借入時に利息を全額支払い、支払利息を計上している。また、この借入れに際して保証料1,200千円を全額支払い、仮払金を計上している。

なお、当期に負担すべき保証料は支払利息に含めて処理する。

⑵　借入金のうち240,000千円は平成29年10月１日に借り入れたものであり、平成30年９月30日を第１回とし、平成34年９月30日まで毎年９月30日に元金均等返済を行い、利息も元金返済時に支払うものである。利率は年１%である。

〔第三問〕

8　従業員賞与に関する事項

⑴　従業員賞与については、X5年６月の夏季賞与の支給が29,750千円と見込まれている。当該支給の対象期間はX4年10月からX5年３月である。なお、当期より従業員への賞与支給額が決算中に確定されるようになったため、未払費用として計上する。

●全国公開模試〔第三問〕

10　従業員賞与に関する事項

平成30年７月に支給対象期間（平成29年10月から平成30年３月）に対応して算定した夏季賞与52,740千円を支給する。当該賞与は、支給額が確定しており、適切な科目に計上する。

〔第三問〕

9　退職給付に関する事項

⑴　当社は確定給付型の退職一時金制度を採用している。ただし、従業員数が300人未満であることから高い信頼性をもって数理計算上の見積りを行うことが困難であるため、退職給付に係る期末自己都合要支給額を引当計上する。

⑵　退職給付に係る期末自己都合要支給額は、前期末では22,968千円、また、当期末では27,300千円である。当期中の退職給付の支払額453千円は、販売費及び一般管理費の退職金勘定として計上されている。

⑶　税効果会計上、退職給付に関して引当残高を将来減算一時差異として取り扱う。また、当該将来減算一時差異に係る繰延税金資産は回収可能とする。

●実力完成答練　第３回〔第三問〕11

⑶　当社は従業員が300人未満であることから、以前より「退職給付に関する会計基準」に規定されている簡便法を採用している。

①　自己都合要支給額の推移等は以下のとおりである。

項　目	前　期　末		当　期　末	
	本社等従業員	工　場従業員	本社等従業員	工　場従業員
自己都合要支給額	22,500千円	32,500千円	36,900千円	42,100千円

②　当期中の退職金の支給状況は次のとおりである。なお、期中の会計処理は退職金支給額を、本社等従業員については（借方）販売費及び一般管理費（退職金）／（貸方）現金、工場従業員については（借方）労務費（退職金）／（貸方）現金としている。

項　目		本社等従業員	工場従業員
前期末	自己都合要支給額	4,000千円	2,000千円
退職時	自己都合要支給額（退職金支給額）	5,400千円	2,200千円

なお、当該引当金は税務上損金として認められないため、税効果会計を適用する。

ズバリ的中!

〔第三問〕

11　税効果会計に関する事項

⑴　前期末及び当期末における一時差異は、次のとおりであった。ただし、（※）印の欄は【資料１】及び【資料２】から読み取ること。

項　　目	前期末	当期末
未払事業税	4,020千円	（※）
未払賞与（前期末は賞与引当金）	（※）	（※）
未払社会保険料	3,980千円	（※）
貸倒引当金	（※）	（※）
棚卸資産	－	（※）
退職給付引当金	（※）	（※）
投資有価証券	－	（※）
固定資産	－	（※）
その他有価証券評価差額金	（※）	（※）

●実力完成答練　第５回〔第三問〕

16　税効果会計に関する事項

前期末及び当期末の一時差異及び永久差異の状況は、次のとおりである。

項　目	前期末残高	当期末残高
将来減算一時差異		
未払事業税	3,800千円	各自推定
貸倒引当金（流動）	12,300千円	各自推定
貸倒引当金（固定）	200千円	各自推定
減損損失	－	各自推定
修繕引当金	280千円	各自推定
賞与引当金	76,000千円	各自推定
製品保証引当金	14,850千円	各自推定
退職給付引当金	94,000千円	各自推定
将来減算一時差異合計	201,430千円	各自推定
将来加算一時差異		
その他有価証券評価差額金	各自推定	各自推定
将来加算一時差異合計	各自推定	各自推定
永久差異	1,480千円	1,670千円

ズバリ的中!

法　人　税　法

本試験問題

〔第一問〕

問１　製造業を営む内国法人である甲株式会社（以下「甲社」という。）は、当期（平成30年４月１日から平成31年３月31日までの事業年度）末に有する資産について、次の〔事実関係〕が生じたため、その資産の帳薄価額と期末の時価との差額を当期の評価損に計上している。これらの評価損の税務処理につき、以下の⑴から⑶までの問いに答えなさい。

⑴　法人税法における資産の評価損の取扱いについて、原則的な取扱いを簡潔に答えなさい。

⑵　資産の評価損が認められる特定の事実を答えなさい。なお、資産の区分ごとにその事実が定められているものについては、それぞれの資産ごとにその事実を簡潔に答えなさい。

⑶　次の〔事実関係〕１から４までについて、それぞれ計上された評価損の金額が、当期の損金の額に算入されるかどうか、その理由も合わせて答えなさい。

〔事実関係〕

１　商品Ａは、甲社の中期的な販売計画に基づいて生産した商品であるが、思うように販売が伸びず、生産が過剰となったため時価の下落が生じている。そこで、商品Ａの帳簿価額20,000,000円と期末の時価16,000,000円との差額4,000,000円を評価損として計上した。

２　商品Ｂを保管している倉庫が台風の被害を受け、浸水によって商品Ｂが著しく損傷した。そこで、商品Ｂの帳簿価額3,000,000円と期末の時価1,000,000円との差額2,000,000円を評価損として計上した。

３　甲社が有する有価証券Ｃ（帳薄価額5,000,000円）は、取引所売買有価証券（金融商品取引所の開設する市場で売買が行われる有価証券）に該当するが、期末における価額が3,500,000円まで下落し、近い将来その価額の回復が見込まれないことが確実となった。そこで、帳簿価額と期末の時価との差額1,500,000円を評価損として計上した。

４　甲社が有する機械装置Ｄは、商品の製造方法の急速な進歩等によって旧式化しており、その経済的価値が著しく低下している。そこで、機械装置Ｄの帳簿価額13,000,000円と期末の時価8,000,000円との差額5,000,000円を評価損として計上した。

（注）解答は、必ず、指定された枠内に記入すること。枠外に書かれたものは採点の対象にしない。

なお、解答枠は書き損じ等も考慮して十分にスペースを設けている。

TAC予想問題

●理論ドクター

衣料品の製造業及び小売業を営む内国法人Ｂ社（年１回３月末決算）の次の商品に係る当期（平成30年４月１日から平成31年３月31日まで）における評価損の取扱いについて、法令の根拠を示した上で説明しなさい。

［事実関係］

⑴　Ｂ社は平成31年３月31日において棚卸を行ったが、次の各商品につき、次に掲げる事実が判明した。

「期末帳簿棚卸高」は税務上、適正な評価額であり、Ｂ社は「期末帳簿棚卸高」と「期末時価」との差額を評価損に計上している。

①　スーツ

期末帳簿価額 600,000円、期末時価 150,000円

②　スラックス

期末帳簿価額 280,000円、期末時価 240,000円

⑵　スーツについては、平成31年３月20日の大雨による浸水によって著しい損傷を受けている。

⑶　スラックスについては、過剰生産による時価の下落が発生している。

⑷　Ｂ社は棚卸資産の評価方法の選定の届出はしておらず、Ｂ社について法的整理等の事実は生じていない。

ズバリ的中!

【資料１】Ｘ社の役員等に関する事項

⑴　Ｘ社の株主等の構成及び給与の支給に関する事項

氏名	持株数	役職名	関係（続柄）	給与支給額		
				役員分	使用人分	合計
A	株 700	代表取締役	—	円 18,000,000	円 —	円 18,000,000
B	50	取締役工場長	Aの長男	2,400,000	4,800,000	7,200,000
C	150	取締役総務部長 （９月まで） 常務取締役 （10月から）	—	5,900,000	2,900,000	8,800,000
D	200	取締役営業担当	—	6,000,000	—	6,600,000
E	200	相談役	Aの父	4,800,000	—	4,800,000
F	100	監査役	—	2,400,000	—	2,400,000
G	200	執行役員経理部長	Dの妻	—	6,000,000	6,000,000
H	—	非常勤取締役	Dの妹	2,400,000	—	2,400,000
I	400	常務取締役 （９月まで）	Cの兄	4,200,000	—	4,200,000
計	2,000	—	—	46,700,000	13,700,000	60,400,000

①　Ｘ社の各部長及び工場長は、職制上使用人たる地位に該当し、Ｂは常時使用人としての職務に従事している。また、Ｃは９月までは常時使用人としての職務に従事していた。なお、Ｘ社の職制上の地位として、部長職はすべて同格であり、取締役ではない人事部長に支給した給与の年額は5,000,000円である。

②　相談役Ｅは、実質的に法人の経営に従事している。

③　Ｘ社は、株主総会の決議により、取締役の報酬総額を年額42,000,000円以内、監査役報酬総額を3,600,000円以内とすることを定めているが、これには使用人兼務役員の使用人分の報酬を含めないこととしている。また、各人別の金額等の詳細は、取締役会の決議において決定することとされている。なお、６月の取締役会において、取締役Ｄの役員給与につき、これまで500,000円であった月額を、６月支給分から550,000円に変更すること、並びにこの改正を４月に遡って適用することを決議し、遡及した分の給与100,000円を６月支給分と同時期に支給している。

④　役員給与は毎月定期的に支給をしているが、監査役Ｆについては、毎月の支給分をＦの来社に合わせて３か月に一度まとめて支給している。

⑤　常務取締役Ｉが病気を理由に９月末で退職したため、取締役総務部長であったＣが、後任として10月から新たに常務取締役に就任した。取締役総務部長であった時のＣの給与の月額は、役員として200,000円、使用人として400,000円の合計600,000円であったが、９月末の取締役会において常務昇格及びＣの給与の月額を役員として700,000円とすることが議決された。なお、Ｃは、使用人兼務役員の使用人分として、６月と12月に各500,000円の宜与の支給が決定されていたため、その決定のとおりに賞与を支給している。上記表のＣの給与支給額には、６月賞与は使用人分に、12月賞与は役員分にそれぞれ含まれている。

⑥　職務内容からした給与の相当額は、Ａは19,000,000円、Ｂは6,000,000円、Ｈは2,000,000円、Ｇは5,000,000円が適正な額であり、その他の者には不相当に高額な支給はない。

⑵　その他役員に関する事項

当期中の７月に、代表取締役社長Ａを被保険者とする養老保険に加入し、当期分の保険料として1,100,000円を支払った。この保険の保険料は、月払い（毎月100,000円）と年払いの選択が可能であったが、年払いの方が、負担額が少ないため、年払いを選択し、福利厚生費として処理をした。なお、生存保険金の受取人はＡ、死亡保険金の受取人はＡの遺族となっている。

●直前予想答練　第１回〔第二問〕

〔資料４〕役員給与に関する事項

⑴　甲社の株主構成等及び役員等に対する給与の支給状況は、次のとおりである。

氏名・役職名	給与支給額		職務内容からした相当額
	役員分	使用人分	
a 代表取締役社長	24,000,000円	―――	24,000,000円
b 専務取締役	9,600,000円	―――	10,800,000円
c 取締役総務部長	1,500,000円	9,600,000円	11,000,000円
d 経理部長	―――	9,600,000円	9,600,000円
e 取締役営業部長	1,800,000円	9,600,000円	11,400,000円
f 会長	2,400,000円	―――	1,200,000円
g 監査役	1,200,000円	―――	1,200,000円
h 監査役	1,200,000円	2,400,000円	3,600,000円

㈜１　給与支給額は、ｃ取締役総務部長及びｇ監査役を除き毎月同額を支給している。

２　給与支給額のうち使用人分は、すべて他の使用人と同一時期に支給したものであり、Ｃ及びｅについては当該給与以外はすべて役員給与として取り扱うこととする。

３　Ｃは、当期の11月にｃの不始末による不祥事が生じ甲社が行政処分を受けたことの責任をとり、12月分より役員報酬分を月額150,000円から75,000円に50%減額することとなった。

４　甲社の職制上、使用人兼務役員の使用人職務に対する給与として相当であるとされる金額（類似する職務に従事する使用人に対して支給した金額）は、9,600,000円であると認められる。

５　ｇ監査役については、非常勤であるため、半年ごとに600,000円ずつ支給することとしている。一方、ｈ監査役については、常時経理部において他の使用人と同様に職務に従事しているため、使用人分としての給与も支払っており、役員分と合わせて毎月払いにしている。

⑵　甲社は、定款において一事業年度当たりの取締役報酬の総額を55,000,000円以内（使用人兼務役員の使用人職務に対して支給される給料は含めていない。）、監査役3,000,000円以内と定めている。なお、甲社の取締役及び監査役の職務執行期間は、毎年５月26日から翌年５月25日までとなっているが、定時株主総会において役員給与は前年と同額の支給とすることを決議していた。

また、甲社は役員給与に関し、税務署長に対し特段の届出は行っていない。

●実力完成答練　第３回

【資料６】支払保険料に関する事項

⑴　当期の支払保険料として損金経理されている金額の中には、被保険者を代表取締役Ｈとする養老保険の保険料5,000,000円（毎期４月に１年払いの保険料として支払っているものである。）が含まれている。

なお、当該養老保険については、死亡保険金の受取人がＨの親族とされており、生存保険金の受取人は甲社とされている。また、養老保険に加入させているのは、Ｈのみである。

⑵　役員報酬として損金経理により当期に支給した金額のうちＨに対するものは10,800,000円（900,000円×12月）である。

なお、Ｈの職務内容等からした適正な金額は、12,000,000円である。

ズバリ的中!

【資料２】Ｘ社の減価償却資産に関する事項

⑴　Ｘ社は、減価償却の方法の選定及び届出を行っていない。

⑵　当期に取得した減価償却資産に関する明細は、以下のとおりである。なお、下記に掲げるもの以外の減価償却資産の計算は、すべて適正にされている。

区分		法定耐用年数	取得価額	当期償却費	事業共用日	備考
建物	鉄筋コンクリート造・本社事務所	50年	円 240,000,000	円 1,200,000	H31.1.10	※１ ※２
	鉄骨造・Ｊ工場用建物	24年	10,500,000	700,000	H30.8.15	※３ ※４
建物附属設備	エレベーター	17年	3,300,000	340,000	H30.8.15	※５

※１　前期から建設中の本社事務所が当期に完成した。その取得価額には、次のものが含まれている。

①　上棟式費用　2,500,000円

②　登録免許税　2,880,000円

※２　上記※１のほか、本社事務所の取得に関連した次の金額が諸費用として損金経理されている。

①　落成式費用　3,200,000円

②　使用開始前の期間に係る借入金利子1,600,000円（このうち、800,000円については前期中に支払った借入金利子である。借入金利子は、前期から建設仮勘定として処理していたが、建物が完成した時点で支払利息として損金経理したものである。）

※３　Ｊ工場用建物は、他者が使用していたもので11年経過しているものを10,500,000円で購入し、解体のうえＸ社が保有する土地に移築した。当該建物は解体移築を予定して購入したものである。その移築に係る費用5,500,000円は、修繕費として損金経理されている。なお、当該建物は、取得後の残存耐用年数を見積もることが困難であると認められる。また、この工場を新築すれば、25,000,000円を要すると認められる。

※４　上記※３のほか、Ｊ工場用建物の取得に関連した次の金額が諸費用として損金経理されている。

①　工場内改装費用　2,500,000円（修繕費として損金経理）

②　工場用建物を取得した際の固定資産税相当額の精算金240,000円（租税公課として損金経理）

※５　エレベーターは、Ｊ工場用建物の附属設備として設置したもので、使用開始から既に４年８月を経過した中古資産であり、次の金額が諸費用として損金経理されている。

●直前補助問題　第７回

３．減価償却に関する事項

当期末に有する減価償却資産のうち、税務調整について検討すべきものは次のとおりである。

種類等	取得価額	期首帳簿価額	当期償却額	法定耐用年数
建　物　Ａ	88,000,000円	——	800,000円	47年
機械装置Ｂ	12,000,000円	3,743,101円	0円	15年
機械装置Ｃ	5,000,000円	3,000,000円	656,800円	10年
機械装置Ｄ	19,800,000円	——	560,000円	10年
器具備品Ｅ	300,000円	——	95,000円	５年
器具備品Ｆ	298,000円	——	298,000円	５年

⑴　建物Ａは、当期の２月に新築し事業供用した新事業所に係るものである。なお、平成30年５月に着工の際支出した上棟式の費用300,000円および、完成の際に支出した落成式の費用500,000円（いずれも通常要する金額である。）は、ともに費用計上している。

●実力完成答練　第３回

（注１）建物Ａは、他者が使用していたものを取得したもので、経過年数は24年であり、残存使用可能期間の見積りは困難である。

また、事業供用にあたっては上記表中の取得価額50,000,000円とは別に資本的支出を180,000円支出しているが、これについては全額を修繕費として費用に計上している。

【資料３】　Ｘ社の完全支配関係に関する事項等

⑴　Ｘ社の前期末における出資関係等は次のとおりである。

なお、矢印の横の「％」は株式の保有割合を表し、矢印の先は株式を保有されている側の会社を表している。

※　Ｘ社を含むいずれの会社も３月末決算の内国法人である。

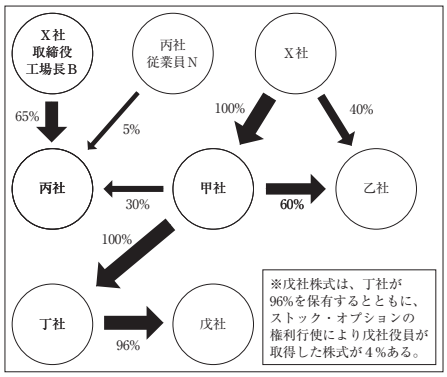

●直前補助問題　第７回

１．株主等の状況

甲社の株主の状況及びその関係会社は、下記の出資関係図のとおりである。

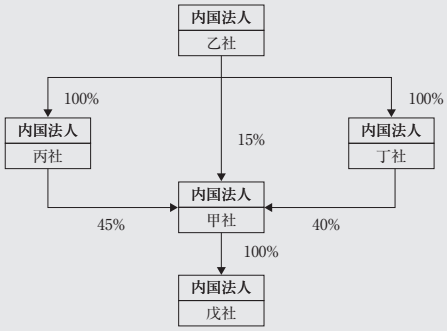

ズバリ的中!

⑵　前期中の平成29年10月１日に、Ｘ社は乙社に次のＫ土地及びＬ工場用建物を譲渡している。

①　Ｋ土地：譲渡直前帳簿価額　9,000,000円
　　譲渡対価は、時価相当額の15,000,000円

②　Ｌ工場用建物：譲渡直前帳簿価額　28,000,000円
　　譲渡対価は、時価相当額の20,800,000円

③　上記②のＬ工場用建物について、Ｘ社は乙社に対し簡便法の適用を受けるための必要な通知及び前期の法人税の申告において必要な明細の記載を行っており、乙社から当該工場用建物の耐用年数は24年であるとの通知を受けている。

●実力完成答練　第５回

８．資産の譲渡譲渡取引に関する事項

甲社は、当期の平成31年１月15日に丙社（３月決算法人）に対して、機械装置Ｆを15,000,000円で譲渡した。機械装置Ｆの譲渡時の価額は20,000,000円であり、譲渡直前の帳簿価額は9,000,000円であった。甲社は、譲渡対価の15,000,000円と譲渡渡直前の帳簿価額相当額9,000,000円の差額である、6,000,000円を譲渡益として計上している。なお、機械装置Ｆについては、繰越償却超過額が2,000,000円ある。

なお、丙社では、翌月の２月１日より事業供用しており、耐用年数15年で定額法を選定して減価償却を行っている。丙社における機械装置Ｆの減価償却費は223,333円であり税務上の償却限度額相当額を計上している。

⑨　Ｘ社は、当期中に既成市街地等内にある次のＰ土地を、丁社に譲渡しており、譲渡対価と譲渡資産の帳簿価額との差額を譲渡益に計上している。

譲渡年月日	種類等	面積	譲渡対価	帳簿価額	取得年月日
H30.11.9	Ｐ土地	350㎡	58,000,000円	20,00,000円	H10.9.6

なお、譲渡に際して支払った仲介手数料300,0000円は、当期の費用として損金経理されている。

⑩　Ｘ社は、当期中の２月10日に、既成市街地等外の地域にあるＱ土地（面和2,800㎡）を70,000,000円で取得して直ちに事業の用に供している。なお、Ｘ社は当該Ｑ土地につき、当期の確定した決算において、剰余金の処分により土地圧縮積立金40,000,000円を積み立てている。

●直前補助問題　第１回

⑸　土地Ｄ

①　平成31年３月に、甲社が設立時から所有し事業供用していた倉庫用の土地Ｅ（既成市街地等内に所在し、面和は300㎡である。）を譲渡し、次の経理処理を行っている。なお、支払手数料は譲渡に係る経費である。

（借）現金預金　40,000,000円　（貸）土地Ｅ　25,000,000円
　　（貸）土地譲渡益　15 ,000,000円
（借）支払手数料　1,000,000円　（貸）現金預金　1,000,000円

②　土地Ｅの上に存していた倉庫用建物は譲渡に当たって取り壊した。甲社は取壊し直前の倉庫用建物の帳簿価額210,000円及び取壊しに要した費用3,000,000円を当期の損失に計上している。

③　甲社は、平成31年３月に既成市街地等外に所在する土地Ｄ（面積は2,00㎡である。）を60,000,000円で取得した。なお、当期末現在倉庫用建物を建築中であり、建設着手金として建設会社に支払った12,000,000円は建設仮勘定に計上している。

（借）土地Ｄ　60,000,000円　（貸）現金預金　72,000,000円
（借）建設仮勘定　12,000,000円

④　甲社は、土地Ｅを譲渡資産として、土地Ｄを買換資産として、租税特別措置法第65条の７《特定の資産の買換えの場合の課税の特例》の適用を受けることとし、次の経理処理を行っている。

（借）土地圧縮損　10,790,000円　（貸）土地Ｄ　10,790,000円

問４　【資料１】から【資料３】までに基づき、Ｘ社における当期の別表五（一）を完成しなさい。なお、区分欄には、問１から問３までにおいて税務上調整すべき金額の計算対象となった資産等ごとに該当する科目名をそれぞれ記載しなさい。また、問３⑵の処理が前期に正しく行われたものとして、該当する科目名及び期首現在利益柄立金額についても記載しなさい。

●全国公開模試

問６【資料１】から【資料５】により、当期の「別表五（一）Ｉ利益積立金額の計算に関する明細書」を作成しなさい。

ズバリ的中!

所　得　税　法

本試験問題

〔第一問〕
問１　青色申告制度について、青色申告者の記帳義務、帳簿書類の保存義務、青色申告者のみが申告書に添付することとされている書類について説明しなさい。

問２　損益通算制度について、制度の概要及び計算順序について説明しなさい。
　なお、生活に通常必要でない資産に係る損失の金額、変動所得の損失の金額及び被災事業用資産の損失の金額に関する事項並びに租税特別措置法の規定に関する事項については解答を要しない。

〔第二問〕
問１
３　専従者給与1,200,000円（本年５月から毎月150,000円）は甲の妻に対するものである。甲の妻は開業以来、甲の事業の経理、総務関係の事務を専従で行っており、毎月150,000円の給与賃金は、労務の対価として相当の金額と認められる。

【資料Ⅳ】
　甲がＡ社から受領した本年分給与所得の源泉徴収票には次の記載がなされている。
⑴　支払金額　2,400,000円
⑵　源泉徴収税額　155,420円
⑶　社会保険料等　336,820円

【資料Ⅴ】
１　甲がＡ社から受領した本年分退職所得の源泉徴収票には次の記載がなされている。
⑴　支払金額　1,800,000円
⑵　源泉徴収税額　367,650円
　なお、甲はＡ社に退職所得の受給に関する申告書を提出していない。

【資料Ⅵ】
１　甲が本年中に支払った医療費に関するものは次のとおりである。
⑴　診療費・治療費の合計額　68,000円
⑵　処方された医薬品の購入費の合計額　8,000円
⑶　通院するためのタクシー代　4,300円
⑷　特定一般用医薬品等購入費の合計額　27,000円（注１）
⑸　人間ドック費用（異常は発見されなかった）　32,400円（注２）
（注１）治療や療養に必要な医薬品の購入の対価に該当する。
（注２）医療費控除の特例の適用を受けるための一定の取組に該当する。
２　甲が本年中に自己で支払った保険料は、次のとおりである。
⑴　任意継続社会保険料　289,044円
⑵　国民年金保険料　147,060円
⑶　生命保険料
①　一般分の旧生命保険料　150,000円
②　旧個人年金保険料　180,000円
③　介護医療保険料　120,000円
⑷　地震保険料　8,000円

TAC予想問題

●実力完成答練　第５回〔第一問〕
問　次の各問について説明しなさい。
①　所得税（復興特別所得税を含む）の青色申告制度について
　なお、特典については触れる必要はない。

●全国公開模試〔第一問〕
問　居住者Ａ（給与所得者である。以下、「Ａ」という。）は、本年中に、土地と建物（以下、「不動産」という。）を取得して、貸付の用に供するつもりでいるが、数点の懸念事項があり、税理士であるあなたに対し次のような相談をした。

（懸念事項１）
　不動産の貸付けによる所得は、不動産所得になることは理解しているが、この不動産所得が赤字になってしまった場合、その年分の所得税の計算はどうなるのか。

●実力完成答練　第６回〔第二問〕
⑴　青色事業専従者給与　1,400,000円
　これは、本年６月１日から甲の事業に従事している妻に対して支払った給与の合計額であり、上記２の届出書に記載された金額の範囲内で、かつ、労務の対価として相当であると認められるものである。

●実力完成答練　第３回〔第二問〕
【資料１】
　乙は、Ｔ株式会社（以下、「Ｔ社」という。）に勤務する給与所得者で、本年１月から12月までの期間内に支給日が到来し、支給された給与等の金額は4,905,900である。
　なお、この金額は、源泉徴収税額347,100円及び社会保険料720,000円が控除された後の金額である。

●直前予想答練　第１回〔第二問〕
【資料２】
　乙は、Ｏ社より退職金として15,000,000円を受けている。
　なお、乙は、本年中の退職に関して、「退職所得の受給に関する申告書」を提出していない。
　また、乙は、平成27年３月31日に４年３ヵ月非常勤役員として勤務したＬ社より5,000,000円の退職金を受けている。

●全国公開模試〔第２問〕
【資料Ⅶ】
１　甲が本年中に支払った保険料、医療費等は、次のとおりである。
⑴　Ａの医療費　580,000円
　これは、甲が相続したＡの預金から支払ったものであり、Ａの相続税の計算上、債務控除の対象となったものである。
⑵　長男の妻の出産費用及び定期検診費用　65,000円
　これは、同一生計親族である長男の妻の第一子出産に係る費用であり、出産育児一時金による補填額控除後の金額である。
　なお、長男の妻は、長男の所得税の計算において控除対象配偶者とされている。
⑶　甲及び甲の妻に係る医療費　18,800円
⑷　甲がドラッグストアで購入したスイッチOTC医薬品の購入費用　110,000円
⑸　甲の予防接種の費用　5,000円
⑹　国民年金保険料及び国民健康保険料　1,034,300円
⑺　生命保険料
①　旧一般保険料　55,000円
②　新一般保険料　45,000円（Ｇ生命保険契約の保険料を含む。）
③　旧個人年金保険料　240,000円

ズバリ的中!

【資料Ⅵ】
4　本年末において、甲の親族の状況は次のとおりである。
(1)　甲の妻（56歳）は甲の事業の専従者である。
(2)　甲の長女（26歳）はG社に勤務しており、一人暮らしで生計は別である。
(3)　甲の長男（21歳）は大学生で甲と同居しているが、コンビニエンスストアでアルバイトをしており、その給与収入は800,000円である。なお、甲の長男の本年分の国民年金保険料196,080円は、甲の長男自身が支払っている。
(4)　上記以外に生計を一にする親族はいない。

●実力完成答練　第２回〔第二問〕
【資料Ⅶ】
本年12月31日現在、甲と生計を一にし、かつ、同居している親族は、次のとおりである。
1　妻（53歳）
本年中の収入はない。
2　長男（25歳）
本年中の収入は、甲から支払を受けた給与のみである。
3　長女（23歳）
本年中の収入は、給与収入500,000円のほか、内職収入520,000円（必要経費は130,000円である。）がある。
（注）長女は、家内労働法第２条第２項に規定する家内労働者に該当する。
4　次女（21歳）
大学生であり、本年中の収入は、給与収入1,030,000円のみである。

問２
【資料Ⅱ】
2　雑収入733,280円の内訳として、太陽光発電装置の設置（賃貸アパートの共用部で使用する電気代に充当するために設置）により、後日、乙の居住する市から受領している補助金500,000円と、太陽光発電装置からの余剰電力を売却したことによる収入233,280円がある（太陽光発電装置は本年に設置したもので、減価償却費関係については【資料Ⅲ】２(2)を参照）。

●実力完成答練　第４回〔第二問〕
【資料Ⅲ】
2．上記１で設置した太陽光発電装置で発電した電気は、自宅で消費しているが、余剰電力を電力会社に売却（売電）しており、その収入は28,000円である。
なお、上記発電装置の本年における発電量は3,837kWであり、そのうち672kWを売電している。
（注）太陽光発電装置の耐用年数は17年である。なお、乙は償却方法を選定していない。

【資料Ⅲ】
【資料１】の損益計算書には反映されていないもので、修正処理の検討が必要なものは次のとおりである。
1　前年末の固定汽産の状況は次のとおりである。

科目	内容	取得日	税込取得価額（円）	取得価額の５％(円)	耐用年数	前年末簿価（円）
建物	賃貸アパート本体	平成９年２月	51,500,000	2,575,000	34	12,276,977
建物附属設備	賃貸アパート電気・給排水・ガス設備	平成９年２月	12,875,000	643,750	15	643,750
合計			64,375,000			12,920,727

●全国公開模試〔第二問〕
3　Aが貸付けの用に供していたアパート２棟（全12室）については、Aの平成30年分の青色申告決算書の減価償却資産の明細には次のように記載されていた。

資産の名称	取得年月	取得価額	償却方法	耐用年数（償却率）	本年分の償却費	本年9月15日の未償却残高
アパートa	平成6年5月	15,000,000円	旧定率法	47年（0.048）	168,624円	4,515,364円
アパートb	平成20年1月	22,000,000円	定額法	47年（0.022）	363,000円	16,797,000円

ズバリ的中!

【資料Ⅳ】

乙は本年11月１日、所有していたＣ土地を譲渡した。Ｃ土地及びＤ家屋（以下、「Ｃ土地等」という。）に関する情報は次のとおりである。

１　Ｃ土地等の譲渡までの経緯

⑴　丁（乙の父）は昭和54年４月１日に第三者からＣ土地を8,000,000円で購入した。この購入に当たって、丁は不動産登記費用200,000円及び不動産仲介手数料300,000円を支払った（その他、取得に係る費用はない）。

⑵　丁は昭和55年３月20日、Ｃ土地にＤ家屋を建築し16,000,000円を支払った。昭和55年４月１日から丁、丙（乙の母）及び乙がＤ家屋において居住を開始した。

⑶　平成４年11月22日、乙は結婚に伴い、丁及び丙とは別居した。

⑷　平成25年６月10日、丁が死亡したことに伴い、Ｃ土地等は丙が相続により取得した（この相続時の相続税評価額は、Ｃ土地が35,000,000円、Ｄ家屋が3,000,000円）。これ以降、丙はＤ家屋にひとりで暮らしていた。

⑸　平成29年７月１日、丙が死亡したことに伴い、Ｃ土地等は乙が相続により取得した（この相続時の相続税評価額は、Ｃ土地が38,000,000円、Ｄ家屋が2,000,000円）。

⑹　本年９月30日、乙はＣ土地を更地にして売却するため、Ｄ家屋を取壊し、取壊費用1,296,000円を解体業者へ支払った。

⑺　Ｃ土地は、上記⑸の相続開始後から譲渡の時まで、また、Ｄ家屋は上記⑸の相続開始後から取壊し時まで、いずれも未利用であった。

２　Ｃ土地等の相続時に負担した相続税額

乙は本年４月20日、丙の相続開始（相続人は乙のみ）に伴う相続税申告書を提出して納税したが、その相続税申告書によると相続税額等は次のとおりである。

⑴　相続税額	6,800,000円
⑵　相続税の課税価格	80,000,000円
⑶　Ｃ土地の相続税評価額	38,000,000円

３　本年のＣ土地の譲渡等に関する情報

⑴　譲渡先	第三者
⑵　受領した譲渡金額	46,000,000円
⑶　受領した固定資産税相当額の精算金	12,712円
⑷　支払った不動産仲介手数料	1,555,200円
⑸　売買契約書に貼付した収入印紙代	20,000円
⑹　Ｃ土地の本年分の固定資産税（本年末までに全額納付済）	100,000円

【資料Ⅴ】

⑶　乙が本年中に受領した株式に係る剰余金の配当の内訳は次のとおりである。

銘柄	収入金額	源泉所得税等	配当計算期間
Ｘ社株式（上場株式）	500,000	76,575	１年
Ｙ社株式（上場株式）	300,000	45,945	１年
Ｚ社株式（非上場株式）	80,000	16,336	６か月
Ｚ社株式（非上場株式）	60,000	12,252	６か月
Ｑ社株式（非上場株式）	90,000	18,378	１年
合計	1,030,000	169,486	

⑷　配当所得を生ずべき元本を取得するために要した負債の利子はない。

⑸　Ｘ社株式の譲渡損失はＸ社株式の配当と損益通算する。

⑹　申告不要を選択できるものは申告不要とする。

●実力完成答練　第５回〔第二問〕

問２　居住者乙（年齢41歳）の平成30年（以下「本年」という。）分の所得税の計算に関する事項は以下の資料のとおりである。この資料に基づき、乙の本年分の譲渡所得の金額を、その計算の過程を示して計算しなさい。

【資料】

１　乙は、本年５月、乙が居住の用に供していた家屋及びその敷地（以下「譲渡資産」という。）を譲渡し、その譲渡代金をもって乙の居住の用に供する家屋及びその敷地（以下「買換資産」という。）を取得し、直ちに居住の用に供している。

２　譲渡資産に関する資料

⑴　取得日　　平成28年４月

この譲渡資産は、乙と生計を一にし、かつ、同居していた父が昭和51年９月に取得し、以後所有していたものであるが、平成28年４月に乙の父が死亡したことに伴い、乙が相続（限定承認によるものではない。）により取得したものである。

⑵　所有期間　　平成28年４月から本年５月まで

⑶　居住期間　　昭和51年９月から本年５月まで

⑷　取得価額

①　家　屋　　15,000,000円
（同種の減価償却資産の耐用年数22年）

②　土　地　　25,000,000円

③　合　計　　40,000,000円

⑸　譲渡対価

①　家　屋　10,000,000円

②　土　地　65,000,000円

③　合　計　75,000,000円

⑹　譲渡費用　　2,992,500円

なお、家屋部分と土地部分との区分は、不明である。

３　買換資産に関する資料

なお、建築後使用されたことのないものである。

⑴　家　屋　　25,000,000円（家屋の床面積　100㎡）

⑵　土　地　　40,000,000円（土地の面積　250㎡）

⑶　合　計　　65,000,000円

●実力完成答練　第４回〔第二問〕

【資料Ⅱ】

甲は、本年中に次の利子・配当を受け取っている。

種　類	支払日又は効力発生日	支払額	外国所得税額	源泉徴収税額
Ｂ預金利子	本年２月15日 本年８月15日	700円 800円	――― ――――	105円 120円
Ｃ預金利子	本年11月20日	1,100円	110円	――――
Ｄ社配当金	本年６月22日 本年12月22日	60,000円 70,000円	――― ――――	12,000円 14,000円
Ｅ社配当金	本年２月10日 本年８月10日	55,000円 110,000円	5,500円 11,000円	9,900円 ――――

（注１）Ｂ預金利子は、Ｂ銀行の日本国内にある支店の口座に預け入れたものである。

（注２）Ｃ預金利子は、Ｘ国での生活のために、Ｃ銀行のＸ国内にある支店に開設した銀行口座に係るものである。

（注３）Ｄ社配当金は、内国法人Ｄ社（非上場会社である。）の配当金である。

（注４）Ｅ社配当金は、外国法人Ｅ社（非上場会社である。）の配当金であり、日本国内における支払の取扱者を経由して受け取っている。

（注５）配当金の計算期間はいずれも６ヶ月である。

（注６）上記利子・配当に関し、確定申告が不要なものについては、申告しないこととする。

ズバリ的中!

相　続　税　法

本試験問題

〔第一問〕

問１　相続税法において、個人以外の者に相続税を課すこととされている規定について、それらの内容及び計算方法をそれぞれ説明しなさい。

TAC予想問題

●実力完成答練　第５回〔第一問〕

問２　次の設例に基づき、以下の(1)から(3)の問いに答えなさい。

〔設例〕

被相続人甲は、平成30年11月11日に死亡した。被相続人甲から相続又は遺贈により財産を取得した者は、配偶者乙及び長男Ａであった。

配偶者乙は、その取得した財産のうちの一部を持分の定めのない法人Ｘに対し贈与し、その贈与は相続税の期限内申告書の提出期限までに適法に受け入れられている。

(1)　配偶者乙からの贈与により持分の定めのない法人Ｘから長男Ａが特別の利益を受けることとなった場合の贈与税の課税関係について説明しなさい。

(2)　持分の定めのない法人Ｘが租税特別措置法第70条に規定する公益社団法人で一定のものである場合に配偶者乙に適用される相続税の非課税規定について説明しなさい。

(3)　(2)の規定の適用を受けた後、平成31年12月に法人Ｘが租税特別措置法第70条に規定する公益社団法人で一定のものに該当しないこととなった場合の(2)の規定の取り扱い及び配偶者乙がとるべき手続について説明しなさい。

●直前予想答練　第２回〔第一問〕

問２　次の設例に基づき、以下の(1)及び(2)の問に答えなさい。

［設例］

被相続人甲は、平成30年６月１日に死亡した。被相続人甲から相続又は遺贈により財産を取得した者は、配偶者乙及び長男Ａであった。

配偶者乙はその取得した財産のうちの一部を持分の定めのない法人Ｘに、子Ａはその取得した財産の一部を人格のない社団Ｙにそれぞれ贈与し、その贈与は相続税の期限内申告書の提出期限までに適法に受け入れられている。

(1)　配偶者乙からの贈与により持分の定めのない法人Ｘから当該法人の設立者丙（被相続人甲、配偶者乙及び長男Ａの親族又は特別の関係がある者には該当しない。）が特別の利益を受けることとなった場合の贈与税の課税について説明しなさい。

(2)　長男Ａから贈与を受けた人格のない社団Ｙに対する贈与税の課税について説明しなさい。

ズバリ的中!

〔第一問〕

問２　小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例（以下問２において「特例」という。）について次の問に答えなさい。

⑴　特例の適用対象となる「特定居住用宅地等」の適用要件について、その内容を説明しなさい。

⑵　特例の適用対象となる「貸付事業用宅地等」の適用要件について、その内容を説明しなさい。

●実力完成答練　第２回〔第一問〕

問２　次の設例に基づき、⑴及び⑵のそれぞれの問に答えなさい。

（設例）

被相続人Ａは、平成30年５月23日に病死し、被相続人Ａの相続人等は全員日本国内に住所を有しており、同日中にその事実を知った。

被相続人Ａの相続人等の状況は次に図示するとおりであった。

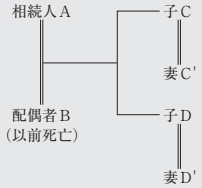

①　被相続人Ａは、宅地Ｘとその上に構造上区分のある一棟の建物Ｙ（区分所有建物である旨の登記がなく、Ａ単独で所有している。）を所有していた。また、建物Ｙの利用状況は、１階部分がＡの居住用、２階部分がＡと生計を別にする子Ｃ及び妻Ｃ'の居住用であった。なお、宅地Ｘ及び建物Ｙの貸借に関して、地代及び家賃等の授受はない。

②　相続人である子Ｃ及び子Ｄは、分割協議により宅地Ｘ及び建物Ｙについて各々２分の１ずつ共有持分で取得し、各人は申告期限まで引き続き所有している。また、申告期限において建物Ｙの１階部分は利用されておらず、２階部分の利用状況は①と同様であり、宅地Ｘ及び建物Ｙの貸借に関して、地代及び家賃等の授受はない。

③　相続人は相続税の計算上、取得した宅地Ｘについて、小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例の適用を受けようと考えている。

⑴　小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例について、その概要及び適用要件を説明しなさい。

⑵　子Ｄが特定居住用宅地等として⑴の特例を受ける場合に、必要となる人的要件（租税特別措置法第69条の４第３項二号）について説明しなさい。

〔第二問〕【資料１】３

⑵　宅地Ｉは、養子Ｅが取得する。

宅地Ｉ（150㎡）は、平成６年３月９日から被相続人甲が月極駐車場として貸し付けていたものである。

なお、この宅地は、容積率400％の路線価地域（繁華街地区）に所在し、そのうち56㎡は、都市計画道路予定地（都市計画法第４条第６項に規定する都市計画施設のうち道路の予定地をいう。）である。

また、養子Ｅは相続開始時から申告期限までの間に被相続人の貸付事業を引き継ぎ、申告期限までに引き続きこの宅地を有し、かつ、貸付事業の用に供している。

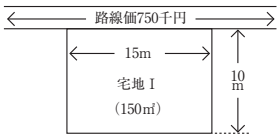

●実力完成答練　第４回〔第二問〕３

⑷　宅地Ｍ（270㎡）は、配偶者乙が取得する。

この宅地は、路線価地域（普通住宅地区）に所在し、その地形等は次のとおりである。

この宅地は都市計画道路予定地の区域内となる部分を有するものであり、その利用に制限を受けている。相続開始の直前において、この宅地は更地であり、申告期限においても更地のままである。

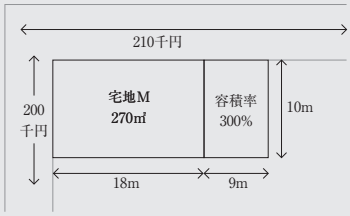

ズバリ的中!

〔第二問〕 3(6)

チ　社の平成30年３月31日現在の貸借対照表上の資産及び負債の額は、次のとおりである。

なお、O社は課税時期において仮決算を行っていないため、課税時期における資産及び負債の金額は明確ではないが、課税時期の直前に終了した事業年度末から課税時期までの間に資産及び負債について著しい増減がなく、評価額の計算に影響等しない。

（単位：円）

資産の部	金額	負債の部	金額
現金預金	15,327,000	買掛金	29,548,000
受取手形	2,000,000	未払費用	2,174,000
売掛金	32,814,800	借入金	12,000,000
商品	4,393,000	貸倒引当金	351,000
建物	35,000,000		
土地	60,000,000		
保険積立金	8,000,000		
繰延資産	2,783,900		
合計	160,318,700	合計	44,073,000

(注)１　受取手形は、全て課税時期から６か月以内に支払期限の到来するものであり、券面額にて計上されている。この受取手形を金漁機関で割引した場合の手数料は25,000円である。

２　建物は、５階建ての建物であり、固定資産税評価額は30,000,000円である。この建物の１階部分については第三者に賃貸しており、２階から５階部分については、O社の店舗及び事務所として使用している。

なお、この建物は、借家権割合30%である地域（都市計画区域内）に所在している。

３　土地は、平成25年５月25日に取得した宅地であり、課税時期における相続税評価額は、78,500,000円である。

なお、課税時期における通常の取引価額に相当する金額は、98, 125,000円である。

４　保険積立金は、被保険者を被相続人甲、受取人をO社とする生命保険契約に基づき支払った保険料のうち、資産計上した金額である。

なお、O社は、被相続人甲の死亡によりこの生命保険契約に基づいて保険金30,000,000円を受け取り、この保険金を原資として配偶者乙に対して死亡退職金15,000,000円を支給している。

５　繰延資産は、財産性のない資産に該当する。

６　相続開始直前に終了した事業年度に係る法人税額等の未払いの金額は、法人税3,062,300円、消費税1,786,200円、事業税1,426,500円、道府県民税872,900円である。

７　特に記載のあるものを除き、貸借対照表上の金額と財産評価基本通達の定めに基づき計算した金額は、同一である。

●実力完成答練　第４回〔第二問〕 3(5)

⑥　被相続人甲に係る相続開始時におけるN社の貸借対照表上の資産及び負債の額は、次表のとおりである。

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
現金	円 1,000,000	買掛金	円 14,000,000
預金	60,000,000	支払手形	2,800,000
受取手形	5,000,000	借入金	15,000,000
売掛金	16,200,000	貸倒引当金	500,000
前払費用	1,500,000	賞与引当金	1,000,000
建物	7,000,000	その他の負債	900,000
土地	50,000,000		
ゴルフ会員権	3,200,000		
その他の財産	11,500,000		
合計	155,400,000	合計	34,200,000

(注)１「預金」は定期預金であり、相続開始時における既経過利息の一金額は180,000円、源泉徴収されるべき所得税の金額は27,567円である。

２「受取手形」のうち2,000,000円は、支払期限が相続開始時から８ヶ月後のもので、相続開始時において金融機関で割引を行った場合は割引料として62,000円を支払わなければならない。

３「売掛金」については、相続開始時において1,200,000円の回収不能額が見込まれている。

４「前払費用」は、損害保険料の未経過分であり、相続開始時において返還を受けることができないものである。

５「建物」の固定資産税評価額は8,000,000円である。「建物」は全体の30%相当分について第三者に賃貸している。

６「土地」の相続開始日の属する年分の相続税評価額は40,000,000円である。ただし、「土地」は相続開始日の１年６ヶ月前に取得しており、取得時から相続開始時までの地価変動はない。

７「ゴルフ会員権」は、取引相場のあるもので、相続開始時における通常の取引価額は3,000,000円である。

８　相続開始日の属する事業年度に係る法人税等のうち、その事業年度開始の日から相続開始日までの期間に対応する金額で相続開始日において未払いの金額は3,200,000円である。

９　相続開始日以前に賦課期日のあった固定資産税の税額のうち、相続開始日において未払いの金額は400,000円である。

〔第二問〕 3

(8)　Q株式会社の株式20,000株は、養子Eへ遺贈する。

この株式は、東京証券取引所の第一部に上場されている株式で、その価格等の状況は次のとおりである。なお、Q株式会社の事業年度は１年で、決算期は４月である。

イ　課税時期前後の株式の最終価格

(イ)　４月19日　2,950円
(ロ)　４月20日　2,920円
(ハ)　４月21日から４月22日　取引なし
(ニ)　４月23日　2,930円

ロ　毎日の最終価格の月平均額

(イ)　平成30年４月の毎日の最終価格の月平均額　2,920円
(ロ)　平成30年４月１日から19日までの毎日の最終価格の月平均額　2,960円
(ハ)　平成30年４月23日から30日までの毎日の最終価格の月平均額　2,910円
(ニ)　平成30年３月の毎日の最終価格の月平均額　2,915円
(ホ)　平成30年２月の毎日の最終価格の月平均額　2,960円
(ヘ)　平成30年１月の毎日の最終価格の月平均額　2,890円

ハ　配当金交付の基準日　平成30年４月24日
ニ　予想配当金額　１株につき10円
ホ　配当落の日　平成30年４月20日

●実力完成答練　第１回〔第二問〕 3

(6)　O社株式20,000株は養子Dが取得する。

この株式は、東京証券取引所及び名古屋証券取引所に上場している株式で、その評価に必要な事項は、次のとおりである。なお、O社の本社は大阪府にある。

イ　株価の状況

	（東京）	（名古屋）
平成30年６月13日の株価	503円	500円
平成30年６月14日の株価	413円	410円
平成30年６月15日の株価	410円	406円
平成30年６月16日の株価	なし	なし
平成30年６月17日の株価	なし	なし
平成30年６月18日の株価	408円	410円
平成30年６月１日から13日までの毎日の最終価格の平均額	498円	501円
平成30年６月14日から30日までの毎日の最終価格の平均額	411円	407円
平成30年６月の毎日の株価の月平均額	454円	446円
平成30年５月の毎日の株価の月平均額	499円	497円
平成30年４月の毎日の株価の月平均額	511円	513円

ロ　株式の分割（無償交付）の基準日　平成30年６月18日
ハ　株式の分割の効力が発生する日　平成30年８月18日
ニ　株式の交付数　株式１株につき0.2株を交付
ホ　権利落ちの日　平成30年６月14日

ズバリ的中!

〔第二問〕３

⑾　Ｕ銀行の本店に預けられている外貨普通預金（200,000ドル）は、孫Ｆへ遺贈する。

なお、Ｕ銀行の公表する為替相場は、次のとおりである。

イ　平成30年４月20日の最終為替相場

㈠　対顧客直物電信売相場（１ドル）110円40銭

㈡　対顧客直物電信買相場（１ドル）108円40銭

ロ　平成30年４月21日及び22日の最終為替相場　　休日

ハ　平成30年４月23日の最終為替相場

㈠　対顧客直物電信売相場（１ドル）110円10銭

㈡　対顧客直物電信買相場（１ドル）108円10銭

●実力完成答練　第４回〔第二問〕３

⑻　ドイツ国債（ドイツ連邦共和国政府が発行する公債）50,000ユーロは、妹Ｃが取得する。

なお、取得の際、所在国の法令により、相続税に相当する税9,000ユーロが課されており、納付すべき日における電信売相場１ユーロ132円、国内から送金する日の電信売相場は１ユーロ135円であり、送金は遅延していない。

また、被相続人甲の相続開始日前後における最終の為替相場は次のとおりである。

	５月11日	５月12日	５月13日	５月14日
・対顧客直物電信買相場（１ユーロ）	130円	なし	なし	129円
・対顧客直物電信売相場（１ユーロ）	133円	なし	なし	132円

〔第二問〕

６　被相続人甲に関する生命保険契約は、次のとおりである。生命保険契約は、いずれも日本国内に本店のある生命保険会社との契約である。

なお、保険契約者及び被保険者並びに保険金受取人は次のとおりであり、契約当初から変更された事実はない。

⑴　Ｖ生命保険

イ　保険契約者　　被相続人甲

ロ　被保険者　　被相続人甲

ハ　保険料負担者　　被相続人甲

ニ　保険金受取人　　配偶者乙

ホ　保険金額　　30,000,000円

ヘ　契約者貸付金　　2,000,000円

⑵　Ｗ生命保険

イ　保険契約者　　配偶者乙

ロ　被保険者　　被相続人甲

ハ　保険料負担者　　被相続人甲　50%、配偶者乙　50％

ニ　保険金受取人　　子Ｃ

ホ　保険金額　　26,000,000円

㈜１　Ｖ生命保険については、保険金の支払いは契約者貸付金を控除した残額が支払われている。

２　Ｗ生命保険の保険金額については、予定利率年1.5%で10年間の年金払の総額であり、１年間の支払額は、2,600,000円である（予定利率年1.5%の複利年金現価率は10年で9.222）。なお、課税時期に解約した場合の解約返戻金の金額は、24,000,000円である。

●直前予想答練　第２回〔第二問〕

６　被相続人甲に関する生命保険契約は、次の表のとおりである。

区　分	Ｗ生命保険	Ｘ生命保険
保険契約者	配偶者乙	被相続人甲
被保険者	被相続人甲	被相続人甲
保険料負担者	被相続人甲1/2、配偶者乙1/2	被相続人甲
保険金受取人	子Ｂ	配偶者乙
保険金額	80,000,000円	50,000,000円
払込済保険料	66,000,000円	39,000,000円
契約者貸付金	4,000,000円	―――

㈜２　Ｗ生命保険会社の保険金は、契約者貸付金を控除した残額が保険金受取人である子Ｂに支払われる。

●全国公開模試〔第二問〕７

⑶　Ｓ生命保険

イ　保険契約者　　子Ａ

ロ　被保険者　　被相続人甲

ハ　保険料負担者　　被相続人甲50%、先妻乙50%

ニ　保険金受取人　　子Ａ

ホ　保険金額　　年2,000,000円

㈜　上記の保険金額は、子Ａの生存中に限り、平成30年５月20日を第１回目として、毎年５月20日に2,000,000円ずつ10回にわたって支払われるものである。

ズバリ的中!

酒　税　法

本試験問題	TAC予想問題
〔第二問〕A 麦芽500kg、ホップ45kg、麦240kg、かつお節8kg、こんぶ8kg、しいたけ8kg及び水を発酵させた酒類で発泡性を有する酒類（アルコール分5.0度、エキス分4.0度）	●直前予想答練　第１回〔第二問〕 8．麦芽800kg、プリン30kg、米300kg、苦味料（カフェイン）50kg、オレンジ果汁30kg、かつお節（香味を付ける目的である。）20kg及び水を原料として発酵させた酒類（アルコール分５度、エキス分３度、発泡性あり）
〔第二問〕B 麦芽900kg、ホップ50kg、米430kg、麦420kg、でん粉20kg及び水を発酵させた酒類に、りんご40kgを加えてさらに発酵させた発泡性を有する酒類（アルコール分7.0度、エキス分5.0度）	●実力完成答練　第４回〔第二問〕G 麦芽2,400kg、ホップ40kg、米550kg、とうもろこし600kg、レモン果汁90kg、糖類200kg、カラメル６kg及び水を原料として発酵させた酒類（アルコール分4.5度、エキス分3.5度、発泡性あり）に、レモングラス（香味を付ける目的である。）30kgを加えて発酵させた酒類（アルコール分５度、エキス分４度、発泡性あり）
〔第二問〕D ぶどう及び水を原料として発酵させた酒類1,500ℓ（アルコール分14.0度、エキス分6.0度）に、果実、果糖及び水を発酵させたアルコール含有物を連続式蒸留機で蒸留（留出時のアルコール分80.0度、エキス分0.0度）して水を加えてしらかばの炭でこした酒類（アルコール分40.0度、エキス分0.0度）及び水を加えた発泡性を有さない酒類2,000ℓ（アルコール分11.5度、エキス分4.0度）	●直前予想答練　第１回〔第二問〕 4．桃及び水を原料として発酵させた酒類3,000ℓ（アルコール分15度、エキス分４度）に、乾燥させたりんご（含有糖分80kg）、ぶどう糖50kg及び水を原料として発酵させた酒類（アルコール分14度、エキス分４度）を連続式蒸留機により蒸留（留出時のアルコール分94度）して水を加えた酒類100ℓ（アルコール分50度、エキス分0.2度）、香味料150ℓ及び炭酸水を加えた酒類5,000ℓ（アルコール分10度、エキス分3.4度、発泡性あり）
〔第二問〕E 米400kg、米こうじ105kg（こうじ米の重量100kg）、ぶどう糖220kg（含有する水分量10%）及び水を発酵させてこした酒類500ℓ（アルコール分14.0度、エキス分4.0度）に清酒かすを加えてこした酒類500ℓ（アルコール分14.0度、エキス分5.0度）	●実力完成答練　第１回〔第二問〕 A　米1,000kg、米こうじ500kg（こうじ米400kg）、他の酒類製造者の製造場から未納税移入した原料用アルコール600ℓ（アルコール分95度）、ぶどう糖200kg（含有水分30%）、アミノ酸塩50kg及び水を原料として発酵させてこした酒類（アルコール分17度、エキス分５度）に、清酒かす80kgを加えてこした酒類（アルコール分17.2度、エキス分5.2度）
〔第二問〕F りんごの濃縮果汁700ℓ（含有する糖類の重量150kg）に水30ℓ及び果糖100kgを加えて発酵させた酒類800ℓ（アルコール分14.0度）に、香味付けのためぶどう及び水を発酵させたアルコール含有物を連続式蒸留機以外の蒸留機で蒸留（留出時のアルコール分45.0度、エキス分0.0度）して水を加えた酒類50ℓ（アルコール分12.0度）及び果糖100kgを加えた酒類870ℓ（アルコール分14.0度、重量920kg）	●全国公開模試〔第二問〕I ぶどう果汁（含有する糖類の重量500kg）及び水を原料として発酵させた酒類3,000ℓ（アルコール分13.6度、エキス分６度）に、ぶどう及び水を原料として発酵させたアルコール含有物を連続式蒸留機により蒸留（留出時のアルコール分95度）して水を加えた酒類120ℓ（アルコール分40度、エキス分0.2度）、香味を付ける目的で、蜂蜜及び水を原料として発酵させた酒類150ℓ（アルコール分16度、エキス分12度）、砂糖100kg及び水を加えた酒類3,750ℓ（アルコール分12.8度、エキス分6.5度、当該酒類の重量3,738kg、発泡性なし）
〔第二問〕G 米、米こうじ及び水を原料として発酵させたアルコール含有物を連続式蒸留機で蒸留（留出時のアルコール分90.0度）したものに水を加えた酒類500ℓ（アルコール分50.0度、エキス分0.0度）、米300kg、米こうじ55kg（こうじ米の重量50kg）及び水1,500ℓを加えて発酵させた酒類2,000ℓ（アルコール分15.0度、エキス分7.0度）	●実力完成答練　第３回〔第二問〕 6．米1,000kg、米こうじ500kg（こうじ米470kg）、アミノ酸塩200kg、有機酸60kg及び水を原料として発酵させてこした酒類4,000ℓ（アルコール分15度、エキス分５度）に、単式蒸留焼酎500ℓ（アルコール分35度、比重0.959）及び水を加えた酒類5,000ℓ（アルコール分15.5度、エキス分４度）
〔第二問〕H 米300kg、米こうじ105kg（こうじ米の重益100kg）、単式蒸留焼酎500ℓ（酒類販売業者である乙株式会社より購入したもの。アルコール分40.0度、エキス分0.0度）、清酒かす400kg、ぶどう糖400kg、水あめ400kg及び水200ℓを加えてこした酒類1,500ℓ（アルコール分12.0度、エキス分55.0度）に、みりんかす200kgを加えてこした酒類1,500ℓ（アルコール分12.0度、エキス分55.0度、温度15度の時における原容量100cm^{3}当たりの原料として使用された原料ぶどう糖等の固形分の重量が温度15度の時における原容量100cm^{3}中に含有する不揮発性成分の重屈の100分の70である。）	●実力完成答練　第４回〔第二問〕F 米及び米こうじに、単式蒸皆焼酎（アルコール分42度）、みりん（アルコール分14度）、有機酸、アミノ酸塩及び水を加えてこした酒類（アルコール分13.8度、エキス分40度）に、水あめを加えた酒類（アルコール分13.8度、エキス分50度、混和した水あめの重量は米の重量の2.5倍であり、温度15度の時における原容量100cm^{3}当たりの混和した水あめの固形分の重量は温度15度の時における原容量100cm^{3}中に含有する不揮発性成分の重量の100分の80である。）
〔第二問〕 9　商品Ｆについては、平成30年８月15日に酒類販売業者に課税移出されたもののうち、平成30年８月20日に５ケース（容器の容量720㎖）が酒類販売業者から返品され、製造場内に持ち込まれたが、５の表には含まれていない。	●全国公開模試〔第二問〕 10．商品Ｈについては、平成30年７月中に酒類販売業者に課税移出されたもの30本（容器の容量350㎖）が、平成30年８月15日に酒類販売業者から返品され、製造場内に持ち込まれた。

ズバリ的中!

〔第二問〕 10　商品Ｇについては、５の表のほか、従業員の過失により、平成30年８月20日に製造場内の貯蔵タンクから流出し200ℓが減失した。	●実力完成答練　第２回〔第二問〕 ８．商品Ｆについては、平成30年７月10日に従業員がタンクのコックを閉め忘れたため、タンク内の酒類が流出し、400,000mℓが減失した。 なお、所轄税務署長にその旨の届出書を提出している。
〔第二問〕 11　商品Ｈについては、５の表の平成30年８月中の移出の内訳に酒税法施行令第32条第２号イの規定により他の酒類製造者に未納税移出した10ケース（容器の容量1,000mℓ）が含まれている。 なお、商品Ｈについては、平成30年８月に１仕込分を製造しており、原料中の単式蒸留焼酎は、平成30年８月５日に商品Ｈの原料として使用した。	●実力完成答練　第３回〔第三問〕 ⑷　商品Ｄについては、次表のほか、平成30年７月中に酒税法施行令第32条第２号イの規定により他の酒類製造者に600本（容器の容量500mℓ）を未納税移出した。

ズバリ的中!

消　費　税　法

本試験問題

〔第一問〕
問１　次の⑴・⑵の各問に答えなさい。
⑴　その課税期間に係る基準期間における課税売上高が1,000万円以下である場合（その課税期間に係る基準期間がない場合を含む。）であっても、消費税法第９条第１項の規定が適用されずに、課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れについて納税義務が課される課税期間について簡潔に述べよ。
※　消費税法第９条第１項の規定が適用されないこととなる各規定において、各規定が一定の法人を対象とする場合の当該法人の定義（該当要件）及び消費税法施行令の内容については触れる必要はない。

〔第一問〕問１
⑵　その課税期間において課税事業者である者等は、消費税法第45条の規定に基づき消費税の確定申告書を提出しなければならないこととされている。この消費税の確定申告書の提出期限について、提出すべき者の態様ごとに述べよ。

TAC予想問題

●実力完成答練　第３回〔第一問〕
問１　甲社は、平成29年10月４日にＡ社とＢ社の合併により新たに設立（設立日における資本金額は1,100万円である。）された法人であり、納税義務の判定に関する資料は次のとおりである。
甲社の合併事業年度（平成29年10月４日から平成29年12月31日まで）の翌事業年度である当事業年度（平成30年１月１日から平成30年12月31日まで）について消費税法第９条第１項（小規模事業者に係る納税義務の免除）の規定の適用を受けないことになるが、その場合の根拠となる法令を述べなさい。

●実力完成答練　第３回〔第一問〕
問２　新設分割により設立された乙社の設立事業年度の納税義務に関して適用が想定される規定について述べなさい。
なお、解答にあたっては、用語の意義、新設分割親法人が２以上ある場合、消費税法施行令により規定されている事項、宥恕規定、新設法人及び特定新規設立法人の意義、解散法人がある場合、情報の提供、調整対象固定資産及び高額特定資産に該当する資産を取得した場合の取り扱いについて触れる必要はない。

●直前予想答練　第１回〔第一問〕
問２　次の⑴及び⑵の問いに答えなさい。
⑴　甲社は、賃貸用マンション（建物）を他の者から当課税期間において2,000万円（税抜）で購入している。
この場合の消費税法令の適用関係はどのようになるか、その法令の根拠も含めて述べなさい。
㊟　解答にあたっては、高額特定資産の意義についても解答しなさい。
ただし、棚卸資産の意義及び調整対象固定資産の意義については、触れる必要はない。

●補助問題　第４回〔第一問〕問１【設問２】
【設問１】の規定における別段の定めのうち、消費税法第９条の２（前年等の課税売上高による納税義務の免除の特例）について述べなさい。

●理論ドクター
消費税の納税申告書（還付申告書及び中間申告書を除く。）の提出期限について簡記しなさい。

●補助問題　第２回〔第一問〕問２
下記の①～③の各事業者における当課税期間の状況に応じ、提出すべき又は提出できる消費税の申告書について、該当する内容を次の枠内の記述から解答を示し、その理由を述べなさい。
なお、特に断りがない限り、各事業者は課税事業者に該当している。
また、資料以外の事項は考慮する必要はない。

イ	確定申告書を提出しなければならない。
ロ	還付を受けるための申告書を提出することができる。
ハ	提出すべき又は提出できる申告書はない。

ズバリ的中!

〔第一問〕問２
⑴　課税事業者Ａは甲商店街で雑貨の小売店を営む個人事業者である。この度、近隣の港湾施設（港湾法第２条第５項に規定する港湾施設である。）に月に一回程度、外国から外国人旅行客が乗船したクルーズ船が寄港することとなった。このため、Ａは準備が整い次第、クルーズ船が寄港する日に港湾施設内に臨時で輸出物品販売場を開設することにした。
　なお、甲商店街には、商店街内の手続委託型輸出物品販売場に関する手続きを受託する免税手続カウンターが設置されているが、Ａの店舗は輸出物品販売場の許可を受けていない。また、Ａの事業は同店舗の営業のみである。

●実力完成答練　第４回〔第一問〕
問１　消費税法に規定する輸出物品販売場における輸出物品の譲渡に係る消費税の免税制度に関して、次の点について簡潔に述べなさい。
⑴　免税制度の内容
⑵　輸出物品販売場の意義
⑶　輸出物品販売場における物品の譲渡について消費税の免除を受けるために、その譲渡時において行う手続き（販売方法）
⑷　輸出物品販売場を経営する事業者が免税の適用を受けるために行う書類等の保存

●全国公開模試〔第一問〕問１
⑷　株式会社Ｅ社（輸出物品販売場の許可を受けている。ただし基地内輸出物品販先場、手続委託型輸出物品販売場には該当しない。）は、輸出物品販売場で外国人旅行者Ｆに消耗課税物品ａを10個（１個あたり70,000円）及び消耗課税物品ｂを２個（１個あたり2,000円）、販売した。

〔第一問〕問２
⑶　課税事業者Ｃは、起業５年目でアイデア日用品の製造卸売業を営む個人事業者である。これまでＣの売上高は毎年1,500万円前後であったが、昨年末、新商品が話題となったことから、昨年はこれまでで最高の売上高1,800万円、これに伴う消費税及び地方消費税を合わせた年間の納税額も30万円とこれまでの最大額であった。
　今年は年初よりこれまでになく活況で、最終的な売上高もこれまでの３～４倍規模と見込んでいる。
　事業開始からこれまでは、一年間の税額を確定申告で一度に納税していたが、このような状況から、今年は、半年分について、その期間の売上げ、仕入れ等、取引金額に応じた納税を行うことにした。

●補助問題　第２回〔第一問〕
問１
　甲株式会社の当課税期間（平成30年４月１日から平成31年３月31日まで）に係る中間申告について説明しなさい。
　なお、前課税期間（平成29年４月１日から平成30年３月31日まで）における確定申告書に記載した確定消費税額は500,000円、中間納付税額は300,000円、納付税額200,000円であることを前提とする。

〔第一問〕問２
⑷　課税事業者Ｄは、平成19年に資本金1,000万円で設立された事業年度１年の３月決算法人である。Ｄの課税売上高は、これまでいずれの課税期間とも3,000万円前後であったことから、消費税法第37条第１項に規定する届出書を提出して簡易課税制度を適用して申告を行ってきた。
　ところが、当課税期間中である12月20日に火災が発生し事業用設備が焼失したことから、これに代わる新しい事業用設備を翌年１月上旬に850万円（税込価格）で急遽購入し、購入後、１月20日から通常どおり営業を再開した。
　Ｄは営業再開後、２月上旬に当課税期間の消費税の納税額等を試算したところ、この設備購入により当課税期間については簡易課税制度を適用せずに申告を行えば還付となることが確実であることが分かったので、当課税期間については還付申告を提出することにした。
　なお、翌課税期間以後については、改めて簡易課税制度を適用して申告を行うことを予定している。

●直前予想答練　第１回〔第一問〕問３
⑴　当社は（事業年度は４月１日から翌年３月31日まで）は、消費税の仕入控除税額の計算について簡易課税制度（消費税法第37条第１項（中小事業者の仕入れに係る消費税額の控除の特例）に規定する方法を適用していましたが、平成30年６月20日に発生した地震により倉庫が損壊し、緊急な設備投資等を行う必要が生じたため、当課税期間（平成30年４月１日から平成31年３月31日まで）において一般課税（消費税法第30条第１項（仕入れに係る消費税類の控除）に規定する方法をいう。）に変更することはできますか？
　なお、当社は、平成29年３月に「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出して、前課税期間（平成29年４月１日から平成30年３月31日まで）から消費税の仕入控除税類の計算について簡易課税制度を適用していました。
　また、当社の前々課税期間（平成28年４月１日から平成29年３月31日までであり、納税義務は免除されていません。）の課税売上高は54,972,000円であり、前々課税期間中の当該課税売上高に係る対価の返還等の金額は982,800円でした。
　このほかに消費税に関して特筆すべき事情はありません。

〔第二問〕問１　前提資料４
４．甲社は、平成14年７月20日に「消費税簡易課税制度選択届出書」（消費税法第37条第１項に規定する届出書）を提出している。なお、その後「消費税簡易課税制度選択不適用届出書」（消費税法第37条第５項に規定する届出書）の提出をしたことはない。また、これまでに「消費税課税事業者選択届出書」（消費税法第９条第４項に規定する届出書）を提出したこともない。

●実力完成答練　第３回〔第二問〕前提資料５
５　甲社は、課税事業者に該当後速やかに消費税法第57条第１項に規定する届出書（消費税課税事業者届出書）を提出し、平成29年３月15日に平成28年12月１日から平成29年３月31日を適用開始課税期間とする消費税法第37条第１項（中小事業者の仕入れに係る消費税額の控除の特例）に規定する届出書（消費税簡易課税制度選択届出書）を提出している。
　なお、その後、消費税法第37条第５項に規定する届出書（消費税簡易課税制度選択不適用届出書）は提出していない。

〔第二問〕問１〔資料〕６
⑵「家賃収入」の内訳は、次のとおりである。

①　設計事務所に係るもの	1,800,000円
②　居住用に係るもの	6,360,000円
③　駐輪場代	36,000円

●実力完成答練　第３回〔第二問〕資料２
付記事項⑶
①　甲社ビルによる賃貸収入　11,100,000円
　上記金額の内訳は、次のとおりである。
イ　貸事務所に係るもの（4,200,000円）
ロ　住宅に係るもの（6,900,000円）
　上記金額には、当課税期間に住宅の賃借人と駐車場（甲社ビルとは独立している下記②の月極駐車場である。）の契約をしたことにより収受した金額180,000円が含まれている。
②　月極駐車場による賃貸収入　1,440,000円

ズバリ的中!

〔第二問〕問１
７．甲社の前課税期間に係る確定消費税等の額は660,500円（消費税520,200円、地方消費税140,300円）である。

●補助問題　第１回　資料５
５　甲社の前事業年度（平成29年４月１日から平成30年３月31日まで）に係る確定申告（期限内申告）による消費税等の額は、5,084,900円（消費税4,020,000円、地方消費税1,064,900円）である。

〔第二問〕問２　前提資料５
５．Ａ社は、前課税期間まで課税売上割合が95％未満となる場合の課税期間（平成24年４月１日以後に開始する課税期間については、課税期間における課税売上高が５億円を超える課税期間を含む。）については、個別対応方式（消費税法第30条第２項第１号に規定する計算方法）により仕入れに係る消費税額の計算を行っている。また、消費税法第30条第３項第２号に規定する「課税売上割合に準ずる割合」の承認は受けていない。

●補助問題　第４回〔第二問〕
４．甲社は、課税売上割合が95％未満となる課税期間（平成24年４月１日以後に開始する課税期間については、課税期間における課税売上高が５億円を超える課税期間を含む。）については、課税標準額に対する消費税額から控除する仕入れに係る消費税額の計算に当たり、個別対応方式（消費税法第30条第２項第１号に規定する計算方式）により計算を行っており、当課税期間においても、個別対応方式を適用するための課税仕入れ等の区分は正しく行われているものとする。なお、消費税法第30条第３項第２号に規定する「課税売上割合に準ずる割合」の承認は受けていない。

〔第二問〕問２〔資料〕１
１．Ａ社の各課税期間における取引は次のとおりである。なお、前事業年度以前の課税期間については、すべて消費税の課税事業者である。

取引の状況	自平成27年4月1日 至平成28年3月31日 前々々事業年度	自平成28年4月1日 至平成29年3月31日 前々事業年度	自平成29年4月1日 至平成30年3月31日 前事業年度
Ⅰ資産の譲渡等の金額	2,516,169,270円	2,733,132,984円	2,534,040,603円
Ⅰのうち非課税取引に係るもの	5,501,036円	155,375,174円	4,927,874円
Ⅰのうち免税取引に係るもの	11,344,550円	34,299,970円	51,684,600円
Ⅱ Ⅰの売上げに係る対価の返還等（非課税取引、免税取引に係るものは含まれていない）	483,192円	509,112円	458,136円

●補助問題　第３回〔第二問〕問２〔資料〕１
１．Ａ社の平成28年４月１日から30年３月31日までの営業成績は次のとおりである。

Ａ社　（単位：円）

取引の状況	自平成28年4月1日 至平成28年9月30日	自平成28年10月1日 至平成29年3月31日	自平成29年4月1日 至平成30年3月31日
Ⅰ資産の譲渡等の金額	23,097,032	29,438,040	86,071,865
Ⅰの内非課税取引に係るもの…(イ)	2,200	2,500	1,403,000
Ⅰの内免税取引に係るもの…(ロ)	0	0	12,567,000
Ⅱ Ⅰの売上げに係る対価の返還等（(イ)、(ロ)に係るものはない）	442,000	516,400	726,000

〔第二問〕問２〔資料〕４
⑶「当期商品仕入高」の内訳は、次のとおりである。
①　国内の事業者からの仕入高　1,080,262,000円
②　国外からの仕入で保税地域から引き取った輸入商品仕入高　13,611,000円
なお、上記金額には輸入商品について税関に納付した消費税787,500円及び地方消費税212,500円が含まれている。

●補助問題　第４回〔第二問〕〔資料〕６
⑹「当期商品仕入高」の内訳は、次のとおりである。
①　国内の事業者からの特殊銅の仕入高　158,000,000円
②　保税地域から引き取った特殊銅の輸入商品仕入高　14,500,000円
上記金額には、引取りに際して税関に納付した消費税882,000円及び地方消費税238,000円が含まれている。

〔第二問〕問２〔資料〕４
⑺「福利厚生費」の内訳は、次のとおりである。
①　社内の慶弔規定に基づく祝金及び香典　80,000円
②　代表者及び従業員の健康診断費用　1,022,000円
上記金額のうち、代表者分50,000円、本社の総務・経理事務に従事する従業員分108,000円、接客販売に従事する従業員分864,000円である。
③　バーゲンセール時に接客販売に従事する従業員に支給した弁当購入費　400,000円

●補助問題　第４回〔第二問〕〔資料〕６
⑾「福利厚生費」の内訳は、次のとおりである。
①　社内の慶弔規定に基づき支出した、祝儀及び香典等の慶弔費　170,000円
②　国内における従業員の慰安旅行費用（入湯税3,300円を含む）　759,300円
③　従業員全員が利用することのできるリゾート会員権の年会費　56,160円
④　外部の契約食盤に支払った従業員の昼食代　128,540円

〔第二問〕問２
⑻「広告宣伝費」の内訳は、次のとおりである。
②　ウェブサイト広告掲載料　1,118,800円
これは、外国法人Ｃ社（国内に支店等を有していない。）に支払った金額（事業者向け電気通信利用役務の提供に該当する。）であり、当該ウェブサイトにはＡ社の商品の広告が掲載されている。

●全国公開模試〔第二問〕
⑤「事業対策費」は、甲法人のレストラン事業及び物品販売事業に関連するデータの電子保存を行うクラウドサービスの提供として国外事業者に該当する外国法人へ支払ったものである。
当該役務提供は、事業者向け電気通信利用役務の提供に該当しており、契約書において、リバースチャージ方式の適用対象取引に該当する旨が記載されている。

〔第二問〕問２
⑾「旅費交通費」の内訳は、次のとおりである。
②　接客販売に従事する従業員の転勤に伴う転居に要する旅費　300,000円
上記金額は、Ａ社の旅費規程に基づき現金で支払われたもので、転居に伴う旅費として通常必要と認められる金額である。

●実力完成答練　第１回〔第二問〕
③　旅費交通費（814,800円（仮払消費税等2,520円））
上記金額の内訳は、次のとおりである。
イ　本社事務所に勤務する社員の転居のための旅費　31,500円（仮払消費税等2,520円）
上記金額は、職務を遂行するための転居費用として通常必要と認められる金額である。

〔第二問〕問２〔資料〕４
⒀「水道光熱費」は、店舗に係るもの25,716,000円及び本社事務所に係るもの1,032,000円の合計額である。
⒁「地代家賃」の内訳は、次のとおりである。
①　店舗と国内倉庫の家賃　506,000,000円
②　本社事務所の家賃　10,368,000円

●直前予想答練　第２回〔第二問〕〔資料〕４
⒀「水道光熱費」の内訳は、次のとおりである。
①　甲社の小売店舗に係る水道光熱費　1,290,650円
②　甲社の本社に係る水道光熱費　3,870,500円
③　甲社の商品倉庫に係る水道光熱費　99,400円
⒁「地代家賃」の内訳は、次のとおりである。
①　甲社の小売店舗に係る家賃　1,800,000円
②　甲社の本社に係る駐車場用地の賃借料　480,000円

ズバリ的中！

〔第二問〕問２ ⒁ 「地代家賃」の内訳は、次のとおりである。 ③ 指定保税地域内の倉庫の家賃 19,440,000円 上記は、国内の法人Ｄ社から倉庫一棟を借りているもので、倉庫及び倉庫内の管理、商品の搬入搬出等はすべてＡ社が行っている。	●実力完成答練　第１回〔第二問〕 ハ 指定保税地域内の倉庫の家賃 3,732,480円 上記倉庫は、輸出用製品及び輸入商品（上記⑶②参照）保管用倉庫である。
〔第二問〕問２ ⒄ 「リース料」の内訳は、次のとおりである。 ② 役員用車両のリース料 504,360円 このリース料は、平成26年１月31日契約し同日引渡しを受けたもので、貸貸借期間５年、５年間の賃貸借料総額3,023,358円であり、当該賃貸借契約は中途解約も可能となっている。	●実力完成答練　第１回〔第二問〕 ⑨ 賃借料（456,000円（仮払消費税等36,480円）） 上記金額は、本社事務所で使用しているコピー機のリース契約（平成29年６月契約及び引渡し、リース期間５年、リース料総額2,462,400円（うち消費税等の金額182,400円））に係る１年分のリース料であり、当該リース契約は、オペレーティングリース取引に該当する。
〔第二問〕問２ ⒆ 「支払手数料」の内訳は、次のとおりである。 ① 社宅の管理のための清掃費用 388,800円	●補助問題　第３回〔第二問〕 ⒅ 「その他の営業経費」の内訳は、次のとおりである。 ② 社宅の管理のための清掃費用 120,000円
〔第二問〕問２ ㉒ 「受取利息」の内訳は、次のとおりである。 ① 国内銀行の預金利息 142,530円 ② 国外の金融機関（非居住者）における外貨預金利息 18,300円 ③ 内国法人乙社の社債利息 900,000円	●直前予想答練　第２回〔第二問〕 ⒅ 「受取利息・配当金」には、国内の銀行に預け入れた外貨預金の利息14,900円、保有社債（すべて国内の事業者が発行したもの）の受取利子42,000円、保有株式（外国株式を含む）に係る剰余金の配当108,000円（うち外国株式に係る配当27,000円）が含まれているが、この他はすべて本邦通貨の預金利息である。
〔第二問〕問２ ㉔ 「有価証券売却益」800,000円は、国内証券投資信託甲を売却したことによるものである。なお、当該投資信託の帳簿価額は、20,000,000円であった。	●直前予想答練　第２回〔第二問〕 ㉔ 「投資有価証券売却益」の内訳は、次のとおりである。 ② 海外の法人Ｋ社の株式の売却に係るもの 750,000円 当該株式の売却時の帳簿価額は20,000,000円であった。なお、当該株式は券面がなく国内の振替機関で取扱う有価証券である。
〔第二問〕問２ ㉕ 「雑収入」の内訳は、次のとおりである。 ① 従業員から収受した社宅の家賃 4,699,200円 ④ 障害者雇用助成金 1,200,000円 （この助成金は、新たに障害者を雇用したことでＥ県より交付されたものである。）	●補助問題　第２,３回〔第二問〕 ⒇ 「雑収入」の内訳は、次のとおりである。 ① 従業員以外の者から収受した共同住宅の家賃 6,200,000円 ② 従業員から収受した社宅の家賃 2,200,000円 ④ 雇用調整助成金（雇用保険法の規定によるものである。） 630,000円
〔第二問〕問２ ② 電力会社より収受した電柱の敷地の利用料 2,250円 （電力会社の電柱の敷設のため、Ａ社敷地について使用許可を与えている。）	●実力完成答練　第２回〔第二問〕〔資料２〕 付記事項⑴③ ハ 電力会社から受け取った貸ビル敷地内の土地使用に伴う電柱使用料（11,340円）
〔第二問〕問２ ㉗ 「償還差損」は、内国法人乙社の社債（額面30,000,000円、購入金額30,300,000円）が償還されたことに伴い、計上したものである。	●直前予想答練　第２回〔第二問〕 ㉒ 「雑損失」は、甲社が保有していた内国法人Ｉ社の社債が、当課税期間において満期償還を迎えた際に計上した、取得価額920,000円と償還金額900,000円の差額である。

固　定　資　産　税

本試験問題

〔第一問〕
問１　区分所有家屋及びその敷地の用に供されている土地に対する固定資産税の課税の方法について、居住用超高層建築物に対する課税方法についても触れながら説明しなさい。

〔第二問〕問１
【土地Ｙ】
⑴　土地ＹはＢ市内に所在し、地目は畑であり、地租は2,000㎡である。
⑵　従前から土地Ｙは市街化調整区域内に所在している。
⑶　土地課税台帳に登録された土地Ｙの価格の状況は次のとおりである。

平成28年度	平成29年度	平成30年度
67,000円	67,000円	69,000円

⑷　土地Ｙの平成28年度の課税標準額は、55,000円である。

〔第二問〕問２
⑵　船舶甲の状況
⋮
②　取得年月日　平成29年６月１日
③　取得価額　572,000,000円
④　総トン数　2,800トン
⑤　耐用年数　15年（法定耐用年数15年に基づく減価率：0.142）
⑥　Ａ市、Ｂ市及びＣ市にわたって使用されているもの
⑦　平成29年中の入港実績
ａ港（Ａ市にのみ所在）３回
ｂ港（Ｂ市にのみ所在）２回
ｃ港（Ｃ市にのみ所在）４回
（注）ａ港以外は、特別とん譲与税法第１条第１項の開港

⑶　船舶乙の状況
⋮
②　取得年月日　平成26年３月１日
③　取得価額　200,000,000円
④　総トン数　2,000トン
⑤　耐用年数　13年（法定耐用年数13年に基づく減価率：0.162）
⑥　Ａ市、Ｂ市及びＣ市にわたって使用されているもの
⑦　平成29年中の入港実績
ａ港（Ａ市にのみ所在）10回
ｂ港（Ｂ市にのみ所在）５回
ｃ港（Ｃ市にのみ所在）２回
（注）ａ港以外は、特別とん譲与税法第１条第１項の開港

TAC予想問題

●実力完成答練　第３回〔第一問〕問１
〔第一問〕
問１　地方税法では、第10条の２第１項において、「共有物、…（中略）…に対する地方団体の徴収金は、納税者が連帯して納付する義務を負う。」こととされているが、一方で区分所有に係る家屋及びその敷地の用に供されている土地については、第352条及び第352条の２において、これとは異なる取扱いが定められている。
　そこで、平成30年１月１日現在甲市に所在する区分所有に係る家屋及びその敷地の用に供される土地に対して課する平成30年度分の固定資産税を前提に、ここでいう「異なる取扱い」の説明をしなさい。

●実力完成答練　第１回〔第二問〕問１
３．土地Ｃ
⑴　当該土地はＫ市の市街化調整区域内に所在し、所有者はＮである。
⑵　土地課税台帳に登録された当該土地の価格等の状況（一部抜粋）

年度（平成）	地積	地目	価格	課税標準額
29	2,000㎡	田	2,900,000円	2,333,444円
30		田	2,800,000円	各自算定

●実力完成答練　第３回〔第二問〕問２
⑹　船舶Ⅴ
①　船舶の種類　内航船舶（地方税法第349条の３第６項の課税標準の特例措置の適用あり）
②　取得年月日　平成27年６月６日
③　取得価額　1,500,000,000円
④　総トン数　11,000トン
⑤　耐用年数　15年（減価率：0.142）
⑥　ａ港、ｂ港及びｃ港にわたって使用されるもの
⑦　平成29年中の入港実績
ａ港（Ａ市にのみ所在）　１回
ｂ港（Ｂ市にのみ所在）　３回
ｃ港（Ｃ市にのみ所在）　４回

⑸　船舶Ⅳ
①　船舶の種類　離島船舶（地方税法第349条の３第７項の課税標準の特例措置の適用あり）
②　取得年月日　平成29年11月11日
③　取得価額　630,000,000円
④　総トン数　2,000トン
⑤　耐用年数　11年（減価率：0.189）
⑥　平成29年中の入港実績はなく、平成30年の入港予定回数は、下記⑦のとおりである。なお、当該船舶の平成30年度に係る賦課期日におけるてい泊港はｃ港（Ｃ市にのみ所在）である。

ズバリ的中!

〔第二問〕問２

⑸　鉄道丁及び車両戊の状況

①　平成30年度分の価格　鉄道丁　3,500,000,000円
　　車両戊　425,000,000円

②　車両戊は低床型新造車両に該当する。

③　平成30年１月１日現在の鉄道丁の単線換算キロ数は、次のとおりである。

A市	70km
B市	30km
C市	80km
D市	20km

④　平成30年１月１日現在の運行図表に基づく車両戊の走行キロ数は、次のとおりである。

A市	1,000km
B市	800km
C市	1,200km
D市	500km

●実力完成答練　第４回〔第二問〕問２

２．平成30年１月１日現在の鉄道の単線換算キロ数

乙市	230キロ
丙市	450キロ
丁市	300キロ
戊市	50キロ
計	1,030キロ

３．平成30年１月１日現在の運行図表に基づく車両の走行キロ数

乙市	17,000キロ
丙市	52,000キロ
丁市	42,000キロ
計	111,000キロ

ズバリ的中!

事　業　税

本試験問題

〔第一問〕
問１　２以上の道府県において事務所を設けて物品販売業を行う法人（資本金１億円）の平成29年４月１日から平成30年３月31日までの事業年度（当該事業年度中、合併があった事実はない。）における事業税の中間申告納付について説明しなさい。ただし、平成30年度税制改正による変更点については説明を要しない。

〔第一問〕
問２　法人の事業税の更正の請求について説明しなさい。

〔第三問〕
問１　Ｙ氏は、Ａ県、Ｂ県及びＣ県に事務所を設けて事業を行う個人である。以下の【資料】に基づき、平成29年度においてＹ氏が各県に納付すべき事業税額を、それぞれ計算過程を明らかにして求めなさい。

【資料】
１．平成28年１月１日から同年12月31日までのＹ氏の事業別の収入金額及び必要経費は次のとおりである。
なお、必要経費には、青色事業専従者に対する給与の金額を含まない。

事業内容	収入金額	必要経費
魚介類の捕獲採取（水産業）	37,552,000円	26,211,000円
レストランの経営（飲食店業）	61,258,000円	44,880,000円
お土産屋の経営（物品販売業）	1,870,000円	2,147,000円
アパートの賃貸（不動産貸付業）	6,240,000円	3,755,000円
駐車場の賃貸（駐車場業）	1,440,000円	487,000円
合計	108,360,000円	77,480,000円

（注１）水産業は、総トン数10トンの動力漁船を使用して魚介類の採捕（漁具を定置して行うものではない。）を行っているものである。
（注２）お土産屋は平成28年10月15日に事業を廃止した。
（注３）アパートの室数は８室である。
（注４）駐車場は駐車台数12台の屋内駐車場である。

２．平成28年中における事務所の所在地及び各月末日の従業者数（水産業に従事するＹ氏を含む。）は次のとおりである。
なお、従業者数には、Ｙ氏と生計を一にする親族及びアルバイトを含む。

（単位：人）

事業内容	所在地	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
水産業	A県ａ市	8	8	3	3	3	8	8	6	6	6	8	8
飲食店業	A県ａ市	4	4	3	5	5	5	5	5	5	5	5	5
物品販売業	A県ａ市	2	2	2	1	1	1	1	1	1	－	－	－
不動産貸付業	B県ｂ市	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
駐車場業	C県ｃ市	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1

TAC予想問題

●実力完成答練　第１回〔第一問〕問３
問３
法人事業税の中間申告納付について説明しなさい。
ただし、適格合併の場合の予定申告による中間申告納付については、説明を要しない。

●全国公開模試〔第一問〕（設問１）問２
問２
法人事業税の更正の請求について説明しなさい。

●実力完成答練　第２回〔第二問〕
〔第二問〕
平成11年４月よりＡ県において学習塾を経営する甲氏は、平成29年５月よりＢ県において管理人が常駐する30世帯収容のマンションの賃貸を開始した。また甲氏は平成22年８月、Ｃ県に所在する鯉の養殖と駐車場に係る資産を相続し、これらの事業を承継している。
次の【資料】に基づき，平成30年度において甲氏が各県に納付すべき事業税額を，それぞれ計算過程を明らかにして求めなさい。

【資　料】
１　平成29年１月１日から同年12月31日までの甲氏の事業別の収入金額及び必要経費は次のとおりである。
なお、必要経投には、白色事業専従者に対する給与の金額を含まない。

	収入金額	必要経費
学習塾の経営	70,652,370円	53,197,689円
マンションの賃貸	17,982,359円	14,692,365円
鯉の養殖	18,957,456円	16,129,398円
駐車場の賃貸	3,067,165円	1,829,377円
合　　計	110,659,350円	85,848,829円

（注１）マンションの賃貸は５月10日に開始し、全室を賃貸している。
（注２）駐車場は駐車台数26台のいわゆる青空駐車場である。

２　平成29年中における事務所又は事業所の所在地及び各月末日の従業者の数は次のとおある。
なお、下記表中の従業者の数には一年を通じて学習塾の経営に従事する甲氏は含まれないが、甲氏と生計を一にする親族については含まれている。

（単位：人）

事業内容	所在地	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
学習塾の経営	A県ａ市	17	17	19	19	11	10	20	19	13	11	9
マンションの賃貸	B県ｂ市					2	2	2	1	1	1	1
鯉の養殖	C県ｃ市	5	5	5	5	5	5	5	5	6	6	6
駐車場の賃貸	C県ｄ市	2	3	3	3	3	2	5	5	4	3	2

（注３）Ａ県ａ市の事務所又は事業所の従業者の数には、７月10日から８月29日まで交通整理のため勤務したアルバイト３名が含まれていない。また平成29年中加療入院により欠勤している従業者１名が各月末日の数値に含まれている。
（注４）Ｃ県ｃ市の事務所又は事業所の数には、10月20日から12月31日まで勤務したアルバイトが１名含まれていない。

ズバリ的中！

〔第三問〕問２

９　Ｙ社の第18期事業年度に係る事務所等の概況は、次のとおりである。

所在地	事業所等	従業者数	人件費関係	利息関係	賃貸借料関係	備考
Ｌ県	本社	87人 （※1）	給与・賞与等376,510千円 退職金78,630千円 法定福利費32,670千円 企業年金掛金19,250千円 （※2）	借入金利息 3,000千円 預金利息 1,300千円△ 国債の利息 450千円△	自社ビルの一部賃貸料 15,510千円△	Ｏ社からの派遣契約料 20,344千円 （※3）
	営業所	33人	給与・賞与等112,180千円 法定福利費12,570千円 企業年金掛金6,370千円	借入金利息 1,500千円	営業所賃借料 18,850千円	
	工場	17人	給与・賞与等68,820千円 法定福利費6,610千円 企業年金掛金3,790千円		土地賃借料 14,460千円 駐車場の賃借料 689千円	
Ｍ県	営業所	27人	給与・賞与等39,510千円 法定福利費3,430千円 企業年金掛金2,530千円	借入金利息 1,200千円	営業所賃借料 8,530千円 立体駐車場の賃借料236千円 （※4）	
	工場	34人 （※5）	給与・賞与等109,710千円 法定福利費10,390千円 企業年金掛金5,180千円		土地賃借料 12,290千円 工作機械の賃借料7,800千円	Ｐ社への経営指導料 15,895千円
Ｎ県	営業所	16人	給与・賞与等67,330千円 法定福利費6,670千円 企業年金掛金4,440千円	借入金利息 900千円	営業所賃借料 13,350千円 （※6）	
	工場	８人	給与・賞与等32,360千円 法定福利費3,420千円 企業年金掛金2,290千円		土地賃借料 10,500千円 借上社宅の賃借料8,400千円 （※7）	

●直前対策講座　第４回補助問題〔第二問〕資料８

８．Ｘ社の各事務所の概況は次のとおりである。

所在地	従業者数	人件費関係	利息関係	賃貸借関係	その他
Ａ県 ａ市 （本店）	総務※1　27人 人事　14人 経理　10人 調達　115人 営業※2　135人	給与・賞与等 2,557,110千円 法定福利費 291,321千円 企業年金掛金 218,990千円	借入金利息 1,210,007千円 手形売却損 358,094千円 預金利息 19,557千円	自社ビルの一部賃貸料 210,185千円	※1　社長以下取締役３名及び非常勤顧問１名が含まれている。 ※2　このほかに労働者派遣契約法に基づく派遣契約による派遣社員８めい（派遣契約料48,500千円）がある。
Ａ県 ｂ市 （工場）	総務　16人 管理※3　122人 開発　52人	給与・賞与等※4 1,151,335千円 法定福利費※4 151,087千円 企業年金掛金 95,851千円	借入金利息 918,995千円 預金利息 32,881千円	土地賃借料 591,081千円	※3　この他にパート従業者が35名いる。 ※4　この他に上記※3のパート従業者に係る給与・賞与等78,041千円及び法定福利費9,570千円がある。
Ｂ県 ｃ市 （支店）	総務　3人 販売※5　35人 営業　28人	給与・賞与等※6 437,368千円 法定福利費 53,351千円 企業年金掛金 24,894千円		店舗賃借料 31,001千円	※5　Ｘ社が100%出資しているＹ株式会社に出向している従業員５名が含まれている。 ※6　この他に上記※5の従業員に係る給与負担員8,270千円をＹ株式会社に支払っている。
Ｃ県 ｄ市 （支店）	総務　3人 販売※7　21人 営業　38人	給与・賞与等※8 136,225千円 法定福利費※8 15,221千円 企業年金掛金 10,851千円	預金利息 1,951千円	土地賃借料 35,120千円	平成31年1月5日開設 ※7　この他にパート従業者が15名いる。 ※8　この他に上記※7パート従業者に係る給与・賞与等31,515千円及び法定福利費5,136千円がある。
Ｃ県 ｅ市 （支店）	総務　4人 販売　18人 営業　39人	給与・賞与等 121,853千円 法定福利費 11,131千円 企業年金掛金 9,264千円			平成31年1月4日開設

ズバリ的中!

住　民　税

本試験問題

〔第一問〕
問１　給与所得者に対する個人住民税の特別徴収制度（分離課税に係る所得割の特別徴収を除く。）について、以下の事項に言及しつつ述べなさい。
①　特別徴収の対象となる納税義務者の範囲
②　給与所得以外の所得がある場合の取扱い
③　特別徴収義務者の指定及び特別徴収税額の決定手続
④　給与所得者が退職した場合の徴収方法

〔第一問〕
問２　個人住民税の均等割に関し、その意義及び制度の概要（納税義務者、税率、非課税措置、負担の軽減及び賦課徴収）について述べなさい。

〔第二問〕
④　支払社会保険料　1,448,500円
⑤　支払生命保険料
・一般生命保険料（平成19年９月16日締結）　68,000円
・個人年金保険料（平成28年４月２日締結）　58,000円
⑥　支払地震保険料等
・旧長期損害保険料（平成18年10月10日締結）　12,000円
・地震保険料　38,000円
⑦　医療機関等に支払った金額
・甲のインフルエンザ予防接種代　3,000円
・甲の風邪や腰痛などの治療のために購入した医薬品で特定一般用医薬品等に該当するものの購入　76,000円
（注）保険金、損害賠償金その他これらに類するものによる補てんは行われていない。なお、甲は前年中に健康の保持増進及び疾病の予防への取組として一定の取組を行っている。
⑧　平成29年中に支出した寄附金の額
・Ｐ県に対して寄附した金額　10,000円
・Ｑ市に対して寄附した金額　35,000円
・Ｘ県の共同券金会に対して寄附した金額　20,000円
（注）寄附先と寄附金額については、所得税の確定申告書に記載されており、Ｐ県、Ｑ市及びＸ県共同募金会の領収所が添付されている。

〔第二問〕
③　株式に係る配当所得に係る収入金額
（単位：円）

区　分	決 算	決算月	収入年月日	株主総会決議年月日	収入金額
b株式（非上場）	年１回	３月	H29.6.13	H29.5.17	45,000
c株式（上場）	年１回	１月	H29.5.21	H29.4.19	65,000
d株式（上場）	年１回	３月	H29.8.25	H29.7.30	35,000

（注１）全ての株式の配当について源泉徴収され、所得税の確定申告書に記載されている。
（注２）ｂ株式に係る配当所得は、剰余金の配当に係るものである。
（注３）ｃ株式及びｄ株式は源泉徴収選択口座内で保管され、これらの配当は分離課税により申告されている。なお、個人住民税の申告補により、個人住民税において異なる課税方式を選択しているものではない。

TAC予想問題

●実力完成答練　第２回〔第一問〕
問１　給与所得者に対する個人住民税の特別徴収制度（分離課税に係る所得割の特別徴収を除く。）について述べなさい。

●直前予想答練　第１回〔第一問〕
問１　給与所得者が退職した場合における特別徴収税額の残額の徴収方法について説明しなさい。

●実力完成答練　第３回〔第一問〕
問２　給与所得者が退職した場合の特別徴収税額の徴収方法について、退職の時期を区分して説明しなさい。

●実力完成答練　第１回〔第一問〕
問１　個人住民税の均等割について趣旨も併せて説明しなさい。
なお、均等割の非課税措置については説明を要しない。

●全国公開模試〔第二問〕
⑥　医療機関に支払った金額
・甲の疾病の診療・治療にかかった医療費　55,000円
・甲の特定一般用医薬品等の購入費用　114,000円
・甲及び甲の妻のインフルエンザ予防接種にかかった医療費　5,000円
（注）保険金、損害賠償金その他これらに類するものによる補てんは行われていない。
⑦　支払社会保険料　730,000円
⑧　支払生命保険料
・一般生命保険料（平成５年締結）　41,000円
・個人年金保険料（平成26年締結）　57,000円
・介護医療保険料（平成28年締結）　32,000円
⑨　支払地震保険料等
・旧長期損害保険料（平成18年締結）　13,000円
・地震保険料　38,000円
⑩　平成29年中に支出した寄附金の額
・Ｇ県に所在する日本赤十字社の支部に対して寄附した金額　15,000円
・Ｈ県に対して寄附した金額　18,000円
・Ｉ市に対して寄附した金額　13,000円
（注）寄附先と寄附金額については、所得税の確定申告所に記載されており、Ｇ県に所在する日本赤十字社の支部の領収所と、Ｈ県及びＩ市の受領証が添付されている。

●直前予想答練　第１回〔第一問〕
②　上場株式等に係る配当所得の収入金額　（単位：円）

区　分	決 算	決算月	株主総会決議年月日	収入金額
x株式（未公開）	年１回	３月	H29.6.26	270,000
y株式（上場）	年１回	12月	H29.3.28	34,000
z株式（上場）	年１回	３月	H29.6.20	57,000

（注）全ての株式の配当について源泉徴収され、所得税の確定申告に際して総合課税している。
なお、ｙ株式の取得に係る負債の利子が61,000円、ｚ株式の取得に係る負債の利子が59,000円ある。

ズバリ的中!

〔第二問〕

② 譲渡所得に係る収入金額等の明細

（単位：円）

区分	取得年月日	譲渡年月日	収入金額	取得費	譲渡費用	譲渡先
h土地	H25.4.5	H29.9.17	65,000,000	48,000,000	500,000	Y町
i土地	H26.8.8	H29.5.6	23,000,000	15,000,000	200,000	個人
j土地	H17.1.3	H29.10.1	32,000,000	27,000,000	1,100,000	個人
k絵画	H24.1.13	H29.4.8	3,200,000	850,000	50,000	個人

（注１）甲の母の確定申告書において、ｈ土地はＹ町が土地区画整理事業の用に供するため買い取ったものであることが証明されており当該確定申告書の「特例適用条文」の欄には、「租特法34」と記載されている。

（注２）全ての譲渡について所得税の確定申告書に記載されており、その取得費については、甲の母によって証明されている。

●実力完成答練　第２回〔第二問〕

(3) 譲渡所得に関する資料

区　分	短期・長期の区分	譲渡先	譲渡損益	注
a土地	長　期	甲県土地	16,500,000円	1
家　屋	短　期	開発公社	24,317,000円	1
b土地	長　期	個　人	24,731,000円	2
c土地 家　屋	長　期	個　人	46,852,500円	3

（注１）措法34の特別控除の対象となる譲渡であることが証明されている。

（注２）措法35の２の特別控除の対象となる譲渡であることが証明されている。

（注３）措法35の特別控除及び措法31の３の対象となる譲渡であることが証明されている。

なお、平成29年１月１日現在の所有期間は、ｃ土地及び家屋共に18年である。

ズバリ的中!

国　税　徴　収　法

本試験問題

〔第一問〕

問１　国税徴収法第98条第１項では、「税務署長は、近傍類似又は同種の財産の取引価格、公売財産から生ずべき収益、公売財産の原価その他の公売財産の価格形成上の事情を適切に勘案して、公売財産の見積価額を決定しなければならない。この場合において、税務署長は、差押財産を公売するための見積価額の決定であることを考慮しなければならない」と規定されている。

また、不動産を公売する場合は、公売の日から３日前の日までに見積価額を公告しなければならないとされている（国税徴収法第99条第１項第１号）。

⑴「税務署長は、差押財産を公売するための見積価額の決定であることを考慮しなければならない」とされている趣旨（理由）を説明しなさい。

⑵　不動産の公売における見積価額とその公告について、これらが公売において果たす役割とその理由を説明しなさい。

〔第一問〕

問３　次の設例において、国税徴収法の規定に基づき、Ａ税務署長が甲土地から滞納者Ｂの所得税を徴収することができる金額について、理由を付して説明しなさい。

なお、延滞税、利息等の額を考慮する必要はない。

〔設例〕

１　滞納者Ｂは、平成28年分の所得税600万円（期限内に申告）を滞納している。

２　滞納者Ｂは、唯一の財産である甲土地（評価額900万円）を平成30年２月１日に親族Ｃに贈与し、同日、所有権移転の登記がされた。

３　甲土地には抵当権が設定されており、上記２の贈与に当たり、被担保債権に係る債務は親族Ｃが引き受け、滞納者Ｂに代わって返済をすることにつき、抵当権者Ｄを含めた三者間で合意している。

抵当権の内容：被担保債券額400万円、平成29年６月１日登記

〔第二問〕

次の設例を共通の前提として、下記の問１、問２のそれぞれの事実関係に基づき、各問に答えなさい。

なお、解答に当たり、延滞税、利息等の額及び土日、休日等を考慮する必要はない。

〔設例〕

１　卸売業を営む滞納者Ｅは、譲渡所得に係る所得税（平成29年分）180万円について換価の猶予を申請し、平成30年４月１日から９月30日まで、換価の猶予に基づき、毎月末30万円の分割納付をすることとなった。

２　Ｆ税務署長は、換価の猶予に係る所得税について、次の財産に抵当権の設定を受けている。

乙土地：所有者　Ｇ（滞納者Ｅの親族）
評価額　500万円
抵当権　第１順位　Ｈ銀行、被担保債権額300万円
平成29年７月１日登記
第２順位　Ｆ税務署長、被担保債権額180万円
平成30年４月１日登記

TAC予想問題

●実力完成答練　第４回

〔第一問〕

１．次のことがらについて、述べなさい。

⑵　賃貸マンションを公売に付す場合の見積価額の決定及び公告

●実力完成答練　第３回

〔第一問〕

上記の差押え可能財産すべてに対して滞納処分を執行するとしても、なお、その徴収すべき額に不足すると認められたので、更に財産調査をしたところ、甲は、平成28年３月15日において、従兄弟Ｆにその所有する駐車場用地を620万円（適正価額：1,200万円以後、変動なし）で売却し、その旨の移転登記がされていた。その後、Ｆは同年９月15日、当該土地に抵当権を設定登記（債権者Ｇ銀行、債務者Ｆ、被担保債券800万円）している。なお、Ｆは当該土地を取得するに際し、登録免許税60万円、不動産取得税３万円、仲介手数料32万円を支払っており、また、取得後において、固定質産税５万円を支払っている。

以上の場合において、甲の滞納国税を徴収するに際し、差押え可能な財産については、差押手続（付随手続、徴収手続及び徴収可能見込額を含む）を述べるとともに、差押えができない財産については、その理由を述べなさい。

●全国公開模試

〔第一問〕

１　次のことがらについて述べなさい。

⑵　換価の猶予の効果

ズバリ的中!